

# 新編武藏風土記稿卷之五十八

## 橋樹郡之一

### 總説

橋樹郡は、國の中央より南の方にて、多磨郡よりは東南に續けり、郡名の起りは其正しきことを聞す【古事記】及【景行紀】等に載たる倭建命東征の時、相模國より船を浮べ給ひしに、海中にして船の進まざりしかば、後の弟橋媛海中に入給ひしにより、命の船忽進むことを得し條を證として、當郡にかの弟橋媛の墓ある故に橋をもて地名とせしならんと云説あり、今按に郡中子母口村立花の神社は、弟橋媛を祭れるなりと云ときは、橋媛の墓といへるもの、もし是なりといはんか、今彼社傳を尋ぬるに更に證とすべきこともあらざれば、是等のことは今より知べからず、其正しく橋花の地名の正史にあらはれ

【記と紀】古事記は記・日本書紀は紀『編者』

【景行天皇】(けいこうてんのう) 第一二代の天皇。名は大足彦忍代別(おおたらしひこおしろわけ)。垂仁(すいにん)天皇の第三皇子。熊襲(くまそ)を親征、後に皇子日本武尊(やまとたけるのみこと)を派遣して、東國の蝦夷を平定させたと伝える。『広辞苑』

【倭武命】(やまとたけるのみこと) 景行天皇の皇子で、本名は小碓命(おうすのみこと)。別名、日本童男(やまとおぐな)。天皇の命を奉じて熊襲(くまそ)を征し、誅伐された川上梟帥(かわかみのたける)は死に臨み、そ

の武勇を嘆賞し、日本武の号を献じた。のち東國の蝦夷(えみし)を鎮定。往途、駿河で草薙劍(くさなぎのつるぎ)によつて野火の難を払い、走水(はしりみず)の海では妃弟橋媛(おとたちばなひめ)の犠牲によつて海上の難を免れた。帰途、近江伊吹山の賊徒を征伐の際、病を得、伊勢の能褒野(のほの)で没したという。『広辞苑』

【按】(あん、あんずる) 考えてみるに。思うに。けだし。多く、自分の考えをいう時、発語のように用いる。『広辞苑』

しは【安閑紀】を始とすべし、安閑天皇元年十二月壬午の條に、武藏國造笠原直使主が、國家の爲に當國の内横渚、橘花、多水、倉櫛の四所に屯倉を置き事あり、此橘花といふもの即この郡ならん、又【萬葉集】に天平勝寶七歲二月十日武藏國部領防人使椽おほきむつものくらのかみのしなあづみのすくねみくに正六位上安曇宿禰三國が進歌二十首の内に、橘樹郡上丁物部眞根及妻棕椅部弟女が詠ぜし所の歌を載す、橘樹の郡名爰に初て見ゆ、又【續日本紀】稱徳天皇神護景雲二年六月癸巳、武藏國橘樹郡人飛鳥部吉志五百國が、久良郡にて白雉を獲て獻ぜしことを記せり、以上の文によれば文字も古は橘花とかきしを、【元明紀】和銅六年五月の條に載せし、郡郷の名には好字を著すべき詔ありし時などより、橘樹の二字を用ゆるならん、されど唱は古きによりてかはらざ

【安閑天皇】(あんかんてんのう) 第二七代の天皇。名は広国押武金日(ひろくにのおしたけかなひ)。継体(けいたい)天皇の第一皇子。『広辞苑』

【國造】(くにのみやつこ) 国の御奴の意。古代の世襲の地方官。ほほ一郡を領し、大化改新以後は多く郡司となつた。大化改新後も一国一人ずつ残された国造は、祭祀に關与し、行政には無關係の世襲の職とされた。『広辞苑』

【屯倉】(みやげ) 大和朝廷の直轄領から収穫した稻米を蓄積する倉。転じて、朝廷の直轄領。官家・屯家・屯宅・三宅などとも書く。『広辞苑』

【部領】(べいりょう) (こと)事(とり)執(執)の変化。人物などを宰領し輸送する者。また、その責任者。部領使(べいりょうし)ことりづかい。『広辞苑』

【椽】(じょう) 我国古代地方官にて第三等官をいう。『広辞苑』

【上丁】(じょうてい) かみつよぼろ) 防人の集団を統率する者。『広辞苑』

【續日本紀】(しよくにほんぎ) 六国史(りつ

こくし)の一。四〇卷。日本書紀の後を受け、文武天皇(六九七)から桓武天皇(七九一)までの編年体の史書。藤原繼縄・菅野真道らが桓武天皇の勅を奉じて延暦一六年(七九七)撰進。『広辞苑』

【吉志】(きちし) 大和朝廷で、外交記録などを職務とした渡来人に対する敬称。『広辞苑』

【元明天皇】(げんめいてんのう) 第四三代の天皇。名は阿閑(あべ)。天智天皇の第四代女。草壁皇子の妃。文武・元正天皇の母。都を大和国の平城(奈良)に遷し、太安万侶(おのおのやすまろ)らに古事記を撰ばせ、諸國に風土記を奉らせた。(在位・七〇七〜七一五)(六六一〜七二二)『広辞苑』

【詔】(みことり) 御言宣(みことり)の意。天皇のことば。おおせ。おおみこと。詔勅。勅詔。勅命。文書上の規定では「詔」の字は臨時の大事に用い、「勅」は尋常の小事に用いるなど諸説がある。『広辞苑』

りしなり、【類聚國史】貞觀十四年當郡節婦のことを載せたる條にも、

橘樹郡とするせり、【和名鈔】郡名の部に、橘樹の二字の訓を太知波奈

と註せり、後世或は立花とするせるものは誤なり、其地の界域は中古

より甚變革せり、古のさまは今よりしるべからずといへども、試に【和

名鈔】に載る所の郷名をもて今の地理を察するに、その郡中甚せばか

りしと見ゆ、今の都筑郡高田村の邊より多磨川の涯に至り、夫より川

崎宿の邊を限として、南の方は今の神奈川の邊にて久良岐郡に接せり、

されば古代は東西も南北も纔に三里にすぎざる小郡にて、南西のかた相

模國と境を接せざりしなるべし、さてこそ【和名鈔】に郡をついつるこ

と久良を初として、都筑、多磨に及び、次に當郡を載しも其次叙を得

しと云べし、遙の後永祿の頃までも久良岐の地は、神奈川のあたりま

で及びしならん、【小田原家人所領役帳】に、今の神奈川宿の内青木町

及び寺尾村などは、皆久良岐郡の地として記せり、御打入の後正保圖

のなりし頃は、はや青木町寺尾等の地も當郡に入れり、夫も保土ヶ谷

の岩間町の地はやはり昔のまゝに久良岐郡に屬せり、元祿年中境

【類聚國史】(るいじゆうこくし) 勅撰の史書。

二〇〇巻、目錄二卷、帝王系図三卷、菅原道真編。八九二年(寛平四)成る。「日本書紀」

以下「文徳美録」に至る五國史を神祇・帝王・後宮・人・歳時・政理・刑法・職官などの部

門に分類して収録。「三代美録」の記事は後人の加筆。のち散逸したのを江戸時代に集め

て六一巻とし、一八一五年(文化一二)出版。

【節婦】(せつぷ) みさおのかたい女。節操の堅固な婦人。『広辞苑』

【和名鈔】(わみょうしょう)「わみょうるいじゆしょう(和名類聚抄)」の略称。平安中期の漢

和辞書。十巻本と二十巻本とがある。源順編。承平年間の成立。醍醐天皇皇女勤子内親王の

令旨によつて撰進。天地・人倫など部門別に漢語を掲出、出典・音注・証義を示し、和名を万葉仮名で記す。『広辞苑』

【ついつる】(ついつる) 並べつらねること。『編者』

【次敘】(じじよ) 順序づけること。順序。次第。『広辞苑』

【小田原家人所領役帳】「小田原衆所領役帳」「北条家分限帳」「小田原北条所領役帳」とも。

戦国大名北条氏康が作成させた帳簿。氏康が一族・家臣に軍役を賦課するために、基準となる所領とその貫高を表記したものとされる。

永祿三年(二五五九)成立。『広辞苑』

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年(二五九〇)(忠臣蔵は討ち入り)『編者』

界を改められてより、ほゞ今の如くにはなりたるならん、今見る所の  
 界域の大様は、北の方多磨川を界として、荏原多磨の二郡に隣れり、  
 その里數は西北の隅金程村より、東の方稻荷新田の出崎まで凡七八里  
 もあるべし、東南はすべて海にそひ、南のはては久良岐郡、及相州鎌  
 倉郡に接せり、その里數六里餘なり、されど鎌倉郡にまじはれる所に  
 至りては、地形ことにせばまりて、わづかに東海道往還の邊にすぎず、  
 其所に地藏の石像一軀あり、世に境の地藏と呼べり、これ武相の界な  
 ればなり、夫より郡の西邊はすべて都筑郡に隣り、その界ひ屈曲して  
 かけ入たるが如し、彼界より金程村に至るの里數八里にあまれり、是  
 今の地形古とかはりたる所の大様なり、その餘は**させる**變遷も見えざ  
 れば、別に今の圖を載す、たゞ海岸の地は少く新開の處もあるべけれど、  
 其村によりて見るべし、郡中東海道の往還かゝれり、荏原郡六郷より  
 入て相州鎌倉郡に達す、その間四里の行程なり、また同國中原街道と  
 て一條の往還あり、東海道より西にあたれり、土地はすべて西の方に  
 山々連なりて、北より東南へは山の根を廻りて平地なり、その邊は自  
 らひくければ水田も多し、土性は多く**眞土**なり、また山にそいたる方  
 は陸田山林多けれども、山谷の間纔に平らかなる地によりて、水をたゝ  
 へ水田を耕す所もあり、風俗は大抵近郷にことなることなし、されど  
 都筑郡によりたる方は、山あひの寒村多ければ人民質樸の風あり、

## 郷名

和名鈔所載四並驛家

高田多加太

今この郷名なし、按に隣郡都筑郡に高田村あり、郡中久末

駒ヶ橋等の村に隣れる地なり、これ高田郷の名の存せるならん、【和

【**させる**】特にこれというほどの。これといつた。たいした。さしたる。『広辞苑』

【**眞土**】(まつち) 水稻耕作に適している良質の土。『広辞苑』

名鈔】郡名の次第は多磨郡の次に當郡を載す、この次叙により郷名の次第をなして、多磨郡勢多郷の次に當郡高田郷をついつる時は、今の地理を以考るに荏原郡瀬田村は、多磨川へよりたる所に於て、しかも多磨郡の界に接したる所なれば、これ古の勢多郷の遺名なるべし、然らば郡中坂戸岩川のあたりまでも、高田郷の中にて、そのかみ勢多郷とは多磨川を隔て、隣りしならん、また【和名鈔】郷名の條によれば、多磨郡を始として次に都筑久良をしるし、その次に當郡を載す、これは多磨郡は國府のある所なれば、改めて始にするせしか、この次第を以考れば久良郡良椅郷の次に高田郷あり、久良郡の地はそのかみ神奈川の邊までもかゝりしなれば、これもまた次第を失はざるに似たり、

橘樹 多知波奈

この郷は今その地をしらず、子母口村に立花社あるを以考るに、恐くは子母口村の邊を云なるべし、地理もまた久末村の邊なれば古の高田郷に接したる所とおほしきものなり、されど正しき事をしらず、

御宅 美也介

これも今村名にも残らざれば、いづれの地と云事をしらず、今按に【安閑紀】に載たる國造笠原直使主が置ける立花屯倉のありし地なるべし、屯倉の二字を【日本紀】に彌夜氣と注せり、

縣守 安加多毛利

これもその所在をしらず、又考ふべきたよりなし、

驛家 うまや これもその所をしらず、【兵部式】諸國驛傳馬の條を閲るに、

【驛家】(うまや) 律令制で全国の主要な諸道に設置された公用の旅・通信のための施設。  
『広辞苑』

【傳馬】(てんま) 通送用の馬。律令制では、

驛馬とは別に、各郡に五匹ずつ飼わせ、公用旅行の官人に使わせた。戦国時代以降は宿駅に備えて幕府・領主の公用に供し、江戸時代には民間の輸送にも従った。『広辞苑』

當郡小高驛馬十匹、傳馬五匹とあり、按にこれ【和名鈔】に載る驛家と同所なるにや、されど今小高と云地名なし、もしくは小田村小田中村など小高の訛りたるなるか、この地大抵都筑郡店屋驛と荏原郡大井驛との中ほどにあり、以上【和名鈔】載る所なり、

## 中古所唱

小澤 小澤郷の名は【東鑑】元久二年十一月十四日の條に、

稻毛入道が遺領武藏國小澤郷と見えたり、今當郡の西北の界にある金程細山菅の三村、及多磨郡坂濱村に跨りて、古は小澤郷或は小澤庄、又は領とも唱へしと傳ふ、猶各村の條照し見るべし、

神奈川 文永年中に書せし鶴岡八幡宮の文書に、稻目神奈河兩郷と云へり、稻目は今上菅生村の小名に残り、神奈川郷の唱は下菅

田村一村のみ土人云傳へり、

小机 【東鑑】曆仁二年二月十四日の條に、武藏國小机郷鳥山等の

荒野を、水田に開發すべきの由、太夫尉泰綱に仰らるゝとあり、ふるくより小机郷の唱へあることしるべし、今この郷を唱ふるは僅かに小机の一村のみなれど、昔は此郷に屬する村百八ヶ村ありし由土人云傳ふ、おもふに中古以來小机庄をもてとなえし故、この郷名も自づからなきが如くなりしや猶庄名の條合せ見べし、

菅生 上菅生村高石村の二村のみ、昔此郷名を唱へしと云、

子安 生麥村のみ此郷名を唱ふ、

【東鑑・吾妻鏡】（あずまかがみ）鎌倉後期成立の史書。五二卷。鎌倉幕府の公的な編纂といわれる。幕府の事跡を変体漢文で日記体

編述。源頼政の挙兵（一一八〇年）から前將軍宗尊親王の掃京に至る八十七年間のわが国最初の武家記録、『広辞苑』

## 庄名

### 中古所唱

丸子（まひの） 今多磨川の邊（あたり）に上丸子中丸子の二村あり、又對岸荏原郡に下丸子村あり、此邊（このあたり）なるべし、【東鑑】（あずまがみ）治承四年十一月十日の條に、頼朝武藏國丸子庄を葛西三郎清重に賜（たま）ひしこと見えたり、今は潮田村（うしおだ）のみ昔此庄（このしやう）に屬せしと云、

師岡（もろおか） 此師岡のことは、久良岐郡郷名の條に辨（べん）せし如く、此邊（このあたり）古園（ふるおの）を置れしはいつの頃より始りしにや、未（いま）だ古書には所見（しよけん）なし、恐（おそ）くは師岡郷といふべきを誤りて庄名とせしなるべし、其詳（つまびら）なる事は久良岐郡の卷（まは）について見（み）べし、今郡内昔師岡庄（まへ）に屬せしと云もの三村あり、師岡郷（もろおか）に屬せしと云もの二村あり、

稻毛（いなげ） この庄は古（ふる）き唱（とな）と見えて、鎌倉右大將頼朝の頃稻毛三郎重成（いなげさぶらうしげなり）と聞（き）えて、在名（き）を稱（な）せしは世に知る所なり、この三郎重成は當國（あたりのくに）七黨（しちとう）の内、小山田別當有重（おやまだべつとうありしげ）が子にして、其弟（その）榛谷四郎重朝（はんがやしろうしげとも）と同く、父の讓（ゆる）を受け此邊（このあたり）の地をわかち領せしとみゆ、猶榛谷庄の條とてらし見るべし、今稻毛領の内と號（しう）する村々は、多くこの庄に屬せし地なるべし、正平七年（しょうへい）の下文（くだしづみ）に稻毛庄の内坂山郷とあり、今の坂戸村これなり、又稻毛領宮内村春日社にかけたる應永十年（おうえい）の鰐（わに）口に、稻毛本庄としるせり、又至徳元年（しとく）の頃の文書には稻毛新庄（いなげしんじやう）とあり、これによれば其頃（そのころ）は本庄新庄の別もありしと見ゆれど、是等のことは今よりいかにとも分（わか）ちがたし、又【小田原

【下文】（くだしづみ）上位者からその管轄下の役所や人民などに下した公文書。『広辞苑』

家人役帳】にもこの庄に屬する地名すべて十七村を載す、【**太平記**】に江戸遠江守堯寛同下野守能登が領地稻毛十二郷を**闕所**せしこ  
と見ゆ、又【**小田原記**】に永祿十二年武田信玄當國へ働のとき、  
稻毛十六郷を**追捕**すとあり、この郷と云も例の村の字にかへし郷  
なるべし、領名行はれてよりこのかた庄名は自づから廢せしなる  
べし、今郡内昔此庄に屬せしと云もの十四村、今も稻毛庄を唱る  
もの二村、又明津村は古は稻毛新庄と稱せし由云傳ふ、

小机 此庄名は當郡はもとより都筑郡にもかゝり、あまたの村々に  
てる唱る所なり、是等は昔小机城下に屬せし村々にや、小机城は  
**鎌倉公方**の時よりありし事【**大草紙**】等の書に見ゆ、其後小田原  
家分國の頃笠原越前守及び北條氏の一族左衛門佐氏堯などの居城  
なりしなり、【**小田原家人役帳**】に、小机某地と記せしもの二十  
村餘あり、是等を以て當時此庄の廣き事を知べし、今郡内昔此庄  
に屬せしと云もの十一村、小机郷と云もの一村、小机保と云もの  
一村、又今も小机庄を稱するもの四村あり、  
榛谷 保土ヶ谷宿の邊五六村の地此庄にかゝれり、其地名の起りは

【**太平記**】(たいへいき)軍記物語。四〇巻。  
作者は小島法師説が最も有力。いくつかの段  
階を経て応安、永和の頃までに成る。北条高  
時失政・建武中興を始め、南北朝時代五十余  
年間の争乱の様を華麗な和漢混淆文によつて  
描き出す。『**広辞苑**』

【**闕所**】(けつしよ) 1(領主の欠けた土地の意)  
鎌倉・室町時代、領主の罪科などによつて幕  
府に没収され、新領主の定まらない領地。闕  
所地。また、所領その他の財産を没収すること。  
2江戸時代の刑罰の一。死罪・遠島・追放な  
どの付加刑として、田畑・家屋敷・家財のす  
べてまたはいずれかを罪の軽重などに応じて

官に没収すること。欠所。『**広辞苑**』

【**追捕**】(ついは) 没収すること。奪い取るこ  
と。『**広辞苑**』

【**鎌倉公方**】(かまくらくぼう) 鎌倉府の長官  
として関東を支配した足利氏の称。尊氏の子  
基氏に始まり、執事上杉氏を関東管領に任じ  
て統治。鎌倉御所。関東公方。『**広辞苑**』

【**大草紙**】(おおぞうし) 「鎌倉大草子」の略称。  
室町時代の鎌倉公方を中心とする諸氏の動向  
や合戦を記した軍記。著者・成立年代不詳。『**広  
辞苑**』

【**保**】(ほ) 平安時代以後の国衙領における所  
領単位の称。荘・郷・名と並称。『**広辞苑**』

隣郡都筑の内、二股川村の小名に榛ヶ谷と云所あり、夫より庄名となりしなるべし、故にその詳なることは已に都筑郡の巻に出し  
たれば爰には略せり、

御厨 保土ヶ谷宿の内、岩間町の鎮守神明社に納る天文二十四年し  
るせる縁起に、榛谷御厨庄とあり、又元和五年彼社造營の棟札に、

武藏國榛谷御厨八郷ともあり、是によれば御厨の所は全く榛谷の  
庄内なりしと見ゆ、今此庄名を唱るもの二村、御厨郷と呼もの一  
村あり、

領名

今所唱

稻毛 五十七村

神奈川 四十村

小机 七村

川崎 二十六村

村數

百三十村 右件の村は今現在の數なり、正保年間の改に百十三村、  
元祿十五年改には十一村を増て百二十四村となれり、其後新墾の  
地出來しかば今の村數に及べり、其變革は村々の條下に詳なり、

山川

向ヶ岡 郡の西にかゝれり、委しきはなを多磨郡に辨ず、こゝに載る

【御厨】(みくりや) 古代・中世、皇室の供御(くご)や神社の神饌の料を献納した、皇室・神社所属の領地。古代末には莊園の一種となる。神領。みくり。『広辞苑』

【棟札】(むなふだ) 棟上げの時、工事の由緒、建築の年月、建築者または工匠の名などを記

して棟木に打ち付ける札。頭部は多く山形をなす。また、直接棟木に書いたものを棟木銘という。『広辞苑』

【新墾】(にいはい) ありき・しんこん) 新しく開墾すること。また、新しく開いた田畑や道などをさしてもいう。『広辞苑』

所も土人の説によれば、數村に及べり、其村々は西の方金程細山菅  
高石菅生長尾作延久本末長の九村なり、是もたゞ傳ふる所にして、  
今も岡のつらなる故になぞえ來れば、是らの村なるべしと云のみに  
して正しき證あるにあらざるべし、しばらく爰に出せり、

多磨川 郡の北の方を流る、今川の中央を當郡と荏原多磨二郡の界と  
定む、其水源は郡の西北の隅登戸村より流れ來りて次第に屈曲し、  
稻荷新田に至り海に沃げり、此川も昔より洪水の爲に兩岸**崖崩**し  
て、變遷あまたゝびに及びしと見ゆれば、古き世のさまは詳にする  
によしなし、正保の頃よりの變革は圖に載ることなし、今見る所  
は河原をこめていはゞ川の幅三町許にも及ぶべし、常に水の流るゝ  
所は凡三十間あまりなり、されど稻荷新田に至りてはその水路 尤  
廣くして、二百五十間ほどなり、すべて當郡の境を流るゝこと長さ  
四里にたらず、この間に平間丸子二子登戸矢の口等五ヶ所の**渡場**あり、  
鶴見川 西の方太尾村より來り、郡の中央をながれ、東の方生麥村  
潮田村の間にて海に注げり、川幅十二間より下流に至りては四十間  
に餘れり、水源は恩田川谷本川の二流なり、恩田川は多磨郡木曾村  
天神の池より湧出し、都筑郡恩田村を流るによりて恩田川の名あり、  
夫より同郡の内佐江戸村猿山村の間にて谷本川に合す、かの谷本川  
は多磨郡柚木領十七ヶ村の水田より餘水あつまり、一筋の流となり  
都筑郡谷本村に至り、夫より谷本川といひ、佐江戸村にて恩田川に  
合す、是より一條となる、その下流をすべて鶴見川と唱へり、この  
川に至りてはよほど幅も廣く、都筑郡の内大熊川早淵川また當郡に  
ては鳥山川矢上川この四川の下流もみな鶴見川にいる、是らの川々

【**崖崩**】(しゅつぽう) 山頂などの崩れること。

『広辞苑』

【**渡場**】(わたしば) 船で人などを対岸に渡す所。

渡船場。『広辞苑』

は何れも小流にして、別に擧げべきほどの川にはあらず、鶴見川は郡内を流るゝこと凡二里餘と云、

帷子川 郡の南の方にそひ、西より辰巳へ郡内を貫き流るゝなり、川幅はことにせばし、下流の廣き所に至りては十間餘あり、帷子町芝生に至て海に沃げり、水元は都筑郡川井村大貫と云所の谷水一筋の小流となり、同郡白根村及菅田村今宿村の谷水竹の下にて合して一條となるあり、爰より下流を帷子川と唱ふ、水元より海濱まで川の長さ三二里許なり、又別に今井川と呼もの一筋あり、是は小流にてあげてしるすべきほどのものにあらず、この水元は都筑郡今井村谷々の水集りて程ヶ谷驛の内を屈曲してなされ、帷子町にて帷子川となれり、

神奈川湊 郡中海岸にそひたる村々凡五里の間なり、其次第は南の方より東に亘りて、芝生神奈川西子安東子安生麥潮田下新田渡田大島大師河原池上新田稻荷新田の村々に連れり、海道も少くかゝりし所あり、神奈川の臺はすこぶる高き所にして、此所よりのぞめば東南の方眼界打開けてことに勝景の地なり、久良岐郡洲干湊より十二天の森を遠く見やり、又向ひに横濱の辨天の社など見ゆ、すべて此ほとりは斷崖峭壁の處多して、屏風を立たるさまなり、故に騷客など錦屏海と號して一二をかぞうれば四屏に分てり、その上には古松あまた蟠蚪し、遠くをのぞめば其趣言べからず、商舶漁舟朝な夕な行かふさまなど、繪にかきたらんやうなり、此所を當國海岸の地第一の絶景と云べし、

【峭壁】(しょうへき)きりたったけわしいがけ。

『広辞苑』

【騷客】(そうかく)詩人。風流人。騷人。『広辞苑』

【蟠蚪】(ばんきょう)広大な土地を領し勢力を振うこと。『広辞苑』

産物

鹽塩 川崎領の内海岸の諸村にて鹽竈しおがまを設もうけて製つくす、上品にて播州赤穂ばんしゅうあこうの産におとらず、他へ運漕うんそうするに及ばず、纜わすかに土地にてひさぐのみなり、梨なし子 川崎領よりおしなべて作出しゅしゆす、その種類しゆるい甚はなはだ多し、これは近きころより多く種うゑると云いう、

新編武藏風土記稿卷之五十八 終

# 新編武藏風土記稿卷之六十八

## 橘樹郡之十一 神奈川領

### 中略

◎和田村 和田村は郡の南にして江戸日本橋よりの行程八里、郷名は傳へず榛ヶ谷庄に屬せり、東西北の三方は帷子町に境ひ、南の一方は佛向下星川の二村に隣り、東西七町南北へ三町にあまれり、民戸十六軒多くは村の北の邊に居を結べり、南方に相州道あり佛向村より入り帷子町へ通ぜり、此道村内を通ずること四百間餘、地形は平かにして水田多く陸田少し、土性は眞土なれど、南方帷子川にそひしあたりは砂土も交れり、此川の水溢るゝ時は水損の患あり、此方の山は都筑郡の山々に續きたれば猪鹿出て田畑をあらせり、元祿八年安藤對馬守（げんろく（一六九五））檢地し、夫より後明和七年新田の處をば伊奈半左衛門檢地せり、此村古のことは詳にせず、御入國の後御料所となり伊奈半十郎家にて世々預り奉り、其後田中休藏等の支配所となりしに、夫も替りて今は大貫次右衛門が支配所となれり、

高札場 村の北にあり、

小名 小關 村の東にあり、

原 村の中央にあり、

竹ノ後 村の西なり、

宮前 是も西にあり、

【檢地】（けんち）豊臣・徳川政権下、農民の田畑一筆ごとに間竿（けんざお・縄などを用いて測量し、段別・品位・石高・名請百姓を定めること。さおいれ。なわうち。『広辞苑』

【御入國】（ごにゆうこく）徳川氏江戸入府のこと。天正十八年（一五九〇）『広辞苑』

【御料所】（ごりようしょ）幕府や大名の直轄領。『広辞苑』

帷子川 村の南境を流る、西の方帷子町より入り村内七町程を経て、又東の方帷子町の内へ至れり、川幅およそ凡(二一、三三)七八間、

○用水堀 村の中央にあり、村内を経ること六町半、(約七〇也)

杉山社 村の西よりにあり、當所の鎮守なり勸請かんじょうの年歴を傳へず、本社一間四方拝殿は三間四方東に向ふ、神體しんたいは本地不動の坐像を安ぜり長五寸、前(約一五也)に木の鳥居を立、祭禮れいは年ごとに六月九月のふた度、いづれも二十八日をもち、帷子町香象院の持、

○山王社 村の北眞福寺の東なり、村内稻荷第六天の二社を今假に移し祭れり、稻荷社の除地じよちは一段二畝(二六四坪)二十四歩村の北にあり、第六天の除地(一五坪)十五歩は東北の方にあり、此二社を相殿あいどのとせし年代を傳へず、社は二間半に二間、前に木の鳥居を立、南向村内眞福寺の持、

眞福寺 村の北にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺の末大照山と號す、開山詳ならず、中興開山傳慶寛永二十一年十月六日に示寂じしやくす、客殿六間に五間半南向、本尊不動立像一尺八寸なるを安ぜり、(約五四也)

◎坂本村 坂本村は郡の南にあり江戸日本橋を距ること八里、爰も榛ヶ谷庄はんがやしょうに屬せり、東の方より北へかゝりて帷子川を隔て都筑郡上屋川村に隣り、其中北には同郡川島村かわじまかゝり、西南より東の端はしへは又佛向村なり、民家十二軒東西二町南北(約三〇也)は四町(約四四〇也)にあまれり、地形多くは平かな

【勸請】(かんじょう) 神仏の分靈を請じ迎えてまつること。『広辞苑』

【間と間】本書では社寺建築物の大きさを間・尺・丈で示している。当時採録者(調査官)は実際に建物の大きさを計測し、概略の寸法を記したものと考えられる。然し、古来一般に社寺建築物の大きさを表す方法に「間」が使われてきた。「間」とは柱の間の数を表す。例えば、「三間に二間」と云えば、正面から見

て柱が四本、側面から見て三本の建物のこと。間の寸法は様々で、狭くて三尺、広ければ二間以上のものもある。そこで「間」の表記には十分注意しなければならない。『編者』

【相殿】(あいどの) 同じ社殿に二柱以上の神を合祀すること。あいでん。『広辞苑』

【示寂】(しじやく) 高僧などの死をいう。入寂。『広辞苑』

れば水田陸田等分にて、用水は村内谷間に涌出せる清水を用ゆ、西の方には小山あり、又東北の方に一條の路を開けり是を八王子道と云、此道このみち東隣佛向村より入り川島村に通ぜり、元祿八年安藤對馬守檢地し、夫より後新田をば明和七年伊奈半左衛門の檢地せしことあり、此村御入國より後は御料所なり伊奈半十郎が家にて代々支配せり、中頃は田中休愚右衛門及び其子休藏等續て支配せしに、元文五年又伊奈半左衛門支配所となれり、それもかはりて今は大貫次右衛門支配所となれり、

高札場 小名前耕地にあり、

小名 前耕作 村の南の端なり、

小谷 村の中央にあり、

大谷 村の西なり、

帷子川 村の東北都筑郡上星川村と當村との間を通ぜり、川島村より流れ來り佛向村に至る、村内を經ること一町にあまれり、川幅は凡三間餘、

○用水堀 東北の間にあり、**坎**を設けて帷子川の流れを分ち、東の方佛

向村にそゞげり、此水佛向、下星川、神戸三村の用水となれども、水利の便宜たよりよろしからざれば、此村の用とはならず、かの分水口の樋破壊の時おおよげは公

り修理あり、

**藏王權現社** 村の北にありわづかなる社なり、上屋は三間に二間東向にて前

に鳥居あり、勸請の年歴詳ならず、下星川村法性寺の持なり、

**薬師堂** 村の北にあり二間半に四間東向、本尊**薬師**の立像長三寸、境内に

元祿九丙子十月方譽仰譽二人の名を刻せし石碑あり、此二人始てこの堂を

建立せしと云、

◎佛向村 佛向村は郡の南にして保土ヶ谷宿の西北にあたり、江戸

日本橋より八里の行程なり、榛ヶ谷庄御厨郷なり、村名の起りは昔村

【**坎**】(いり) 水の出入りを調節できるように池などの堤に埋めた樋(とい)。水門。『広辞苑』

【**薬師**】(やくし) 薬師瑠璃光如来(やくしるり) (こう) によらい) の略。『広辞苑』

内正福寺の**先住**堯室、初て北條家へ**謁**せしとき願ひあらば申すべしとありけるに、出家の身は他の志願なし常に佛に向ふこそ**桑門**の本意とする所なれば寺の山號及び其村里にも佛向の二字をもて名づけ賜はるべしとの願ひにより、**領掌**ありてかく名つけられしとぞ、其時免許の下文に例の**虎の印判**を押せしものありしかど、今は失せりといへり、されど【小田原所領役帳】に小机の内佛餉二十三貫百二十四文向山とあり、此頃は向山といひし人の領せし所にて、文字も古くは佛餉とかきたると見ゆ、家數五十八軒、良は帷子町及び和田村に隣りて帷子川を界とす、**巽**は下星川村にさかひ坤は神戸町に接し、乾の方は都筑郡の内今井市の澤川島の三村に隣る、北の隅の方へわづかに坂本村の地さし入りたり、村のかたち大抵菱の如くにして東の角より西の角まで十五丁、南の角より北の角まで九町餘なり、惣て南の方は小山連りて土地高く、北の方は自ら低し川の岸にそひて水田あり、又谷の間にもすこし許の水田あり土性は黒土又は川に縁りたる所は砂交はれり、**檢地**は元禄八年安藤對馬守承りて糺せり、其後にも新田出來してより明和七年伊奈半左衛門忠敬、寛政元年伊奈攝津守忠郁、同じく九年久世丹後守廣民等其支配せる度ごとに檢地せり、**村内**に海道二條あり、其一は東の方和田村より入て村内を經ること五町許にして北の方坂本村へ達す、道幅一間半にあまれり是を八王子往還と號す、一は相州往還と呼ぶ、南の方下星川村より入て十丁許にして都筑郡今井村にいる、道の幅一間餘なり、當村は北條家分國の頃、南の方今の元佛向と

【**先住**】(せんじゅう) 寺の先代の住持。以前

の住職。『広辞苑』

【**謁**す】(えつす) 貴人・目上の人に面会する。

『広辞苑』

【**桑門**】(そうもん) 出家して仏

道を修める人。僧侶。『広辞苑』

【**虎の印判**】後北條氏の領国支配

を象徴する印判。



いふ所に百姓等住して其邊を耕しけるに、年貢の**高免**にして且**夫役**のしばしばなるに苦しみしかば、一旦離散して荒野となりしが、御入國の後再び歸住して漸く水陸の田を開き終に村落をなせりと云、其頃より御料所にして伊奈半十郎忠治が家にて支配せしが、享保十六年に田中休藏嘉乗が支配所となり、元文五年再び伊奈半左衛門が御預かりとなれり、夫より後子孫左近將監忠郁が時に至て職を奪はれ、久世丹後守廣民代りしが、再び大貫次右衛門光豊是にかはれり、

高札場 村の東八王子往還の傍にあり、

小名

稻荷の上 村の中央にあり、

神木廻り 村の南にあり、

兵庫谷 村の南にあり、相傳ふ金子兵庫といへるもの、

此地を開きて住せし故今に此名ありと、

されど其子孫もたえて後年久しければ其事跡は傳はらずと云、

元佛向 是も南の方なり、北條家分國の頃農民の居村なり

神木前畑 これも南の方なり、

西谷 同邊なり、

猪久保谷 是も同邊なり、

上原 是も南なり、

向原 是も同じ、

外野谷 村の西なり、

行坐谷 是も西の方なり、

矢し塚 村の西なり、

【高免】(たかめん)江戸時代、年貢(ねんぐ)賦課率の高いこと。『広辞苑』

【夫役】(ぶやく「ふやく」とも)人身に課税すること。特に労役を課すること。律令制では調・庸・雜徭など人身課税を総称し、また課役とも称した。中世、次第に労役の徵発の

意味となり、戦国時代には役人足を多く軍夫に使役したが、江戸時代には築城をはじめ公共的土木工事に振り向けた。後には、労役を米・銀・錢で代納したが、助郷役や川普請役の場合は役夫を徵用して就勞させた。ふえき。

『広辞苑』

大久保 是も西の方なり、  
 北上 東の方なり、  
 的場 是も東の方なり、  
 前耕地 是も東の方なり、  
 内田耕地 同邊なり、  
 砂子田耕地 北の方なり、

帷子川 村の北の方坂本村より流れ來り、北の村境を經ること凡四町許におよそ、約四〇町して、東の方下星川村に入る、川幅七間許より八間に至る、(約一五町)

○用水堀 水源は坂本村の内にて、帷子川を引わかち、村の北の境より入り流るゝこと四町餘にして、東の方下星川村に入る、(約四四〇町)

杉山社 村の良にあり、**本地**は不動立像にして長一尺七寸あり社三間に二間半、前に木の鳥居を立共に東向なり、岩間町圓福寺持、(約五〇町)

○稻荷社 村の中央にあり、社六尺四方前に木の鳥居を立共に巽に向り、社地に楠の大木あり、惣て杉松の古木繁茂せり是も圓福寺持、たつみむかえ

○山王社 村の坤の方によりてあり、社一間四方の鳥居を立、當社の**本地**佛は藥師なり、正福院持、ほんじぶつ やくし

○神明社 村の北によりてあり、社は九尺四方南向なり、社地に**圍**六七尺の楠あり、古き社なること知べし、帷子町香象院持、かこみ

正福院 村の北によりてあり、曹洞宗小机村雲松未佛向山と號す、前にいへる如く北條家よりゆるされし山號なりと云、開山榮叟梵昌永享元年二月二十六日寂す、初は開山の諱を用ひて榮叟寺といひしが、先住明王宗鑑えいきょう (二四一九)中興の時、今の院號にあらためしとぞ、宗鑑は寛文元年四月二十二日寂す、かんぶん (一六六〇)

【**本地**】(ほんじ) 仏語。本地垂迹説によるもので、世の人を救うために神となつて垂迹したその本の仏菩薩をいう。神はこの世に仮に姿を表した垂迹身で、仏菩薩をその真実身で

ある本体とするもの。たとえば、天照大神の本地は大日如來だとする。『広辞苑』

【**圍**】(かこみ) 周囲『広辞苑』

本尊如意輪観音坐像にして長一尺五寸(約四五㎝)、行基菩薩の作なりと云、**脇土**きょうじ不動  
毘沙門の像を左右に安あんず、共に立像にして長一尺客殿に安置せり、又薬師  
の立像あり是は恵心僧都せうずの作なり、長一尺二寸(約二六㎝)、村内山王の本地佛なり、  
客殿□□に六間圓通閣の三字を遍しるす、門の前に**石階**せうかいあり皆北に向ふ、當寺  
より安産ふの符を出せり、

## 新編武藏風土記稿卷之六十八 終

【**脇土**】(きょうじ・わきじ) 仏の左右に侍し  
て衆生教化を助けるもの。仏像では、本尊の両  
脇に安置され、または描かれる像。阿弥陀如来  
に観音・勢至菩薩、釈迦如来に文殊・普賢菩薩、

薬師如来に日光・月光菩薩など。『広辞苑』

【**石階**】(せつかい) 石造りの階段。いしだん。  
『広辞苑』

# 新編武藏風土記稿卷之六十九

## 橘樹郡之十二 神奈川領

◎下星川村 下星川村は、郡の南の方にて保土谷宿よりは西北にあたる地なり、江戸日本橋より行程八里なり、抑星川の地は古名にて、『和名抄』の郷名に久良岐郡の下にかけたれば、昔はこゝも彼郡中に屬せしにや、其詳なる事は隣郡都筑郡上星川村の條に出せり、今此村は榛谷庄とも、或は御厨庄とも云、前にも出せし如く舊くより已に榛谷の御厨と云唱あれば、それを分ちて庄名とせしゆへかくの如くまちまちの名あるなるべし、古老の傳へに、當村は昔しばしば戦争ありし頃、人家もそれが爲にうせて荒野となりしを、いつの頃か秋山氏本郷氏といへる者、其餘十七人わづかに家を作りて移り住し、夫より荒野をおこせしとぞ、今村民に彼等が子孫七八人も存せりといふ、村の上下に分ちしも正保年中より前の事なりとのみいふ、家數四十二軒村内に散在す、東は芝生村に隣り帷子川を界とす、南は神戸保土谷の二村に接し、西は佛向村に境ひ、北は芝生和田の二村に隣り帷子川を界とす、東西八丁二十間南北十丁二十間餘、すべての南の方は小山かさなりて地勢高く、北の方は川にそひて地低し、水田多く陸田少し、土性は黒砂土にして陸田は野土に砂交れり、村の坤の方佛向村及び神戸町の境に一條の往還あり、相州へゆく間道なれば土人相州道と呼ぶ、道幅は二間餘なり、

【野土】(のづち) 腐敗した植物質を含み、肥沃(ひよく)で野菜などの作物栽培に適した黒い土。但し、水稻栽培には不向き。『広辞苑』

ている人。土着の人。土地の人。『広辞苑』

【相州道】現在の花見台交番付近から市沢町へかけての道か? 『編者』

【小田原家人所領役帳】に六郷殿知行三十四貫九百四十文、小机筋星川、夏成共外に三十二貫文向星川とあり、これ永祿の頃なり、土人の話によれば荒廢となりし後の事なるべし、向星川と云は何れの所を云にや今知るべからず、御打入の後は御料所にて伊奈半十郎忠治が家にて世々支配せしが、後に田中休愚右衛門喜古かはれり、夫より再び伊奈半左衛門が支配所となり、子孫右近將監忠郁に至るまで替らざりしが、寛政四年より大貫次衛門光豊が御預所となれり、

小名

大久保 村の西にあり

桐ヶ谷 是も村の西なり、

山崎臺 村の北の方にあり

本丸谷 小峰 榎戸町 コチ田町

以上の四ヶ所皆北の方なり

大日前 村の東の方川に添し地なり、土人の説に古大日堂

ありし故かく云とのみ傳へて、其跡詳ならず

齋藤田 村の東なり

下ノ谷 此も同じ

芝ヶ谷 村の南なり

池ノ谷 此も村の南なりこの處に花清と云小名もあり

市ヶ原 村の西なり

道林 市原の南なり

榎戸 村の南なり

【貫】(かん) 中世以後、土地面積の表示に用

いられた単位。租税として収取する米を錢に換算して表示するもの。田地の広さは一定ではない。『広辞苑』

【夏成】(なつなり) 夏に納める生産物、貢租をいう。中世では麦が多かった。江戸時代、夏に納める畑年貢。『広辞苑』

【御打入】徳川氏江戸入府のこと。天正十八年

(二五九〇)(忠臣蔵は討ち入り) 『編者』

【伊奈半十郎】江戸時代初期の関東郡代。『編者』

【山崎臺】現在の星川小学校付近から北西側の台地にかけて 『編者』

【芝ヶ谷】保土ヶ谷スポーツセンター南側の斜面地から神明社の柱にかけて、星川及び神戸町の一部。『編者』

## 加賀屋敷

村の南なり、六郷加賀守と云人の屋敷跡なり  
と云、猶舊蹟の條并せ見るべし、

帷子川かたびがわ

村の良の方和田帷子の二村と當村との堺を流る、西の方佛向村より入て、そんない村内を經る事約一丁許にして東の方神戸町に入、川幅上の方にて六間約二間下の方にては八間あり、

○用水堀

村の中央にあり、水源は帷子川なり郡中坂本村の内より引分つ、みなかみ神戸及び當村と佛向三村の用水なり、此堀は西の方佛向村の境より村内に入り、流ること十丁許にして南の神戸村に入る、堀の幅纔に一間許なり、ぐんちゅう

杉山社

村の中央にあり、社地は小山にして松杉の古木繁茂せり、山を登ること凡三十間ばかりにして上に社あり、二間四方許りなり、本地釋迦にして約五四間一尺六寸の立像なり、拜殿二間に三間、前に鳥居をたつ、すべて巽に向へり、約四八間

村内法性寺持、

○稲荷社

法性寺

村の南の方神戸町の堺にあり、小祠なり、神戸町神明神主式部持、刑部村の中央にあり、日蓮宗甲州久遠寺末、光榮山と號す、開山法性院日在元和七年十月十三日寂せり、客殿六間に八間巽向なり、本尊三寶祖師の像を安す、又七面の像あり、長三寸許、これは甲斐國七面山に安置する所約九間の像を模せしものなり、影現七面と號す、

六郷加賀守某屋敷

村の南にあり、この屋敷跡あるを以て地名をも加賀屋敷

と呼べり、其地は山上にして登ること二十丁半餘、上に平地あり今畠となりて廣さ二十四段餘の所なり、山の半腹に廢井二ヶ所あり、其一は徑二尺五寸許、淵に望て手を拍つときはひびきあり、故に土人かんかん井戸と呼ぶ、是屋敷ありし跡と云る證とすべきか、されど加賀守が事跡は傳はらず、【小田原所領役帳】に六郷殿と記せしは、荏原郡大森村の傳へによれば、上杉管領家の一族式部大輔と云人なりと云、然るに同書に據は當所もかの式部大輔の

【稲荷社】保土ヶ谷スポーツセンター南側の斜

面にあった稲荷社か？『編者』

【七面山】身延山久遠寺の奥院がある日蓮宗の

聖山。『広辞苑』

【加賀屋敷】桜が丘学園通り桜台小学校北側の住宅地一帯。登り二十丁半は誤記か？『編者』

領せし地なる時は、加賀守も亦式部大輔の一族などにてや有けん、とかく今よりは其實を知るべからず、

○山崎淺間寶寺跡 宇山崎臺台にあり、此寺は山城國山崎寺を此へ擬して建立せしなりと云、然るに彼寺は錢原寶寺とかきて淺間を祭りしには非ず、もとより後人の附會してかゝる寺號を設しなるべし、土人の口碑に傳へたるは、昔この寺にて落人をかくし置く罪により、たちまち廢せらる、是永祿天正の頃の事なりとぞ、其破却せられしとき淺間の神體帷子川へ落て流れしを、近郷芝生村の百姓八右衛門と云しものとりあげ其村の鎮守として今にありと云ふ、又近き頃享保年中この舊跡墓所の跡なりと云所を穿ちて、枯骨を數多堀出せしかば、それを集めて埋め、其上に石の地藏の像を建立せり、其地藏今に存せり、芝生村民八右衛門の事蹟彼村にては傳へず、

○保土谷宿 保土谷宿は、東海道五十三驛の一にて、郡の西南の方相州鎌倉郡の境にあり、今この宿に屬する所その地廣し、保土谷、岩間、神戸、帷子の四ヶ町をあはせて保土谷宿と呼べり、それも何の頃よりのことにや考ふべからず、慶長六年の頃までは道中の馬繼藤澤より保土谷に至り、夫より神奈川にて繼、其後戸塚川崎馬次となりしと云、こゝも半谷郷御厨庄に屬せり、半谷は榛谷と同じ唱へなれば通してかくなりしなるべし、江戸日本橋より行程八里に及べり、家數四百五十三軒、町の西側に軒を連ぬ、四方の疆界は南の方久良岐郡にして戸部太田の二村に隣れり、西は相州鎌倉郡平戸村にさかひ、西より北へは同郡品野村より當國都筑郡今井村、及び郡中佛向村下星川和田等の三村、及び都筑郡上星川村と、當郡羽澤村等列れり、北より東は三枚橋村及び片倉

【附會】(ふかい)無理につなぎ合せること。

【石の地藏】その後星川小学校建設時、明治四年(一八七二)和田の眞福寺に移設。現在「満

願地藏」として同寺参道入口にあり。『編者』

【馬繼】(うまつぎ) 駅馬を乗り継ぐこと。

また、その場所。駅。『広辞苑』

青木町と芝生村なり、東西一里半(約六)ばかり南北二里(約八)ほど、宿内の地昔は久良岐郡に屬せし地もありしに、今のごとく繁榮の所となりし後皆此郡内(ぐんない)となれり、猶詳(つしまじか)なることは下にのせたり、昔は海道の往來(おうらい)今の所よりは西北の方にありしといふ、然るに慶安元年(二六四八)その道をかへられてより今の如くになりたり、舊き趾(ふるあし)つたへて今に残れり、其頃までは帷子宿の人家は**そこ**はく(そこはく)の地を隔てたりしに、後彼人家も岩間村の地に移りしより、往來の内となれり、初め保土谷と神戸帷子の間十八丁餘(約二)の路を隔(へだ)しが、互に其町を移し合せなば便(たより)よからんとて、移して一町となせり、此時より三宿新町(しんまち)になりたり、其時奉行せしは井上筑後守重政、永田八兵衛なり、萬治三年岩間村のものともやゝもすれば**人夫**(にんぶ)の役に苦しむことをなげき訴(うた)へしにより又かの村をも保土谷町へうつされけり、時の奉行は高木伊勢守守久なり、其街道の次第をいはず、相州平戸村(ひらと)より入(い)て境の地藏より二番坂權太坂(い)と云を過(す)て、元町、茶屋町、保土谷町、上岩間町、神戸町、上帷子町、十八間町、下神戸町、田町、下岩間町、川岸町をこえて芝生村に入る、其道は左右ともに山にそひて谷間なる平地なり、長四十五丁五十間(約五)にして、廣さは四間(約七)より四間三尺(約八)に至れり、其間西より南へをれし所もあり、又南より東へ屈曲(くつこく)せしもあり、江戸の方(かた)へ向ひては神奈川宿の山遙(はるか)に見ゆ、又**繩手**(なわて)より下星川村法性寺、及び杉山明神の社見ゆ、其路程は十五丁ばかりを隔てし所なり、又北の方和田村伊勢の社の森も見ゆ、こゝまでは二十丁(約二)許をへだつ、又其所より北の方都筑郡なる端龍院(ずいりゅういん)の山見ゆ、これは一里餘(約四)を隔てり、同所より

【**そこばく**】(若干・幾許) 數量を明らかにしないで、おおよそのところをいう語。いくらか。いくつか。『広辞苑』

【**人夫**】(にんぶ) 公役に徴用された人民。夫

役(ぶやく)を課された人民。『広辞苑』

【**繩手**】田のあいだの道。あぜ道。たんぼ道。長く続くまっすくな道。『広辞苑』

東の方久良岐郡戸部村(約一六四)の山々も見ゆ、十五丁ばかりをへたてし所なり、又相州境の方より南の方を望めば、久良岐郡の中圓海山(うちえんかいざん)をはじめとして羣山ぐんざんつらなり、同郡引越村(ひっこしむら)の方より相州鎌倉郡永谷村の山につゞけり、この山々近き所にては一里(約四里)ばかり、遠き所にては四里(約一六四)に餘れり、是宿中より遠望する所の大界(おおさかい)なり、

◎保土谷町 保土谷町は、相州境の方かた權太坂より、東北上岩間町迄の間なり、今専ら保土谷と呼ぶ所は、上岩間の方へ寄たる所にして、夫より武相の境の方茶屋町元町とをすべて三に分ちたれど、茶屋町元町は元みな保土谷の小名こななり、保土谷町も昔は今の元町の所にありしを、慶安年中此所へ引移せしと云ふ、是より元町の名も起れり、前條保土谷宿にのせたる如く、當町以下岩間神戸帷子と列ね記すべきを、左に載たるは今唱る所の便宜にしたがへり、

權太坂 海道の内にて元町の南の方なり、其地形十丈(約三〇里)あまりも高く、屈曲して長き坂なり、故に街道往返の人夫此所を難所とす、昔は一番坂と呼しが、何の頃か旅人爰を過るとて、側にありし老農に坂の名を問しに、かの翁おきな耳みみしひたる者なりしかば、己が名を問はれしと思ひ權太坂と答へけるより坂の名となりしと、土人云傳へり、

○二番坂 權太坂の上うへにあり、同じ續きなれば江戸より往とときに一番坂二番坂とかぞへて呼しなるべし、この所は、權太坂ほどにはあらざれどもよほどの坂なり、爰より望めば神奈川の海上を目の下に見て風景いと美なり、坂より相州の方境の地藏までは木いくらともなくならびたてり、

今井川 元町の邊を流る、水源は都筑郡今井村にて、谷水落あひ小川となり、

【羣山】 二 群山『広辞苑』

【耳しひる】 耳が遠い『広辞苑』

【二番坂】 現在の光陵高校付近から境木にかけての坂『編者』

十丁許をへて元町に來り、海道の家の前より右の側へいり、十丁程流れて金澤橋へ出、又五丁許にして往來のうち**中の橋**を過て左にそひ、裏通りを流るゝこと六丁ばかり帷子橋のもとにて帷子川へ入る、水源の地名により川の名をかく呼べり、川幅或は三間或は五間に及べり、

○**土橋** 元町の内にありて今井川に架せり、官よりかけらるゝ橋なり、長六間幅三間、

大仙寺 保土谷町の西側にあり、海道より五十間ばかり西へ入てあり、古義

眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、西方山安樹院と號す、村の舊記によるに、いとふるき寺にして、圓融院の御宇天祿年中(約九七〇)の起立にて、神戸山惣持院神

宮寺と號せしが、其後衰微して星霜ふりしを、應永年中(約一三九四)法印鎮淳中興せり、此時山號寺號等も改めしとぞ、かくて法印は同じ二十八年五月四日

寂せり、今是を開山とす、又遙の後寛文十年二月十日**回祿**にあひて記録以下鳥有となりしにより、昔の事はつたはらずといへり、門は兩柱の間一丈、

西方山の三字を扁す、客殿は六間に八間共に南に向ふ、本尊は彌陀の立像長三尺許、當寺境内の外に**除地**三段二畝二十八歩境内の地につゞけり、

寺寶 十王畫像一幅 紀伊國高野の**子院**高室院より寄附せりと云、

鐘樓 門を入れて右にあり、九尺四方、鐘の圓径三尺、享保七年の銘文あり、**阿彌陀堂** 本堂の右の方にあり四間四方、西向なり、阿彌陀は坐像にして

六尺ばかり、稻荷社 除地居山の内にて境内に續けり、勸請の年代を傳へず、寶曆五年吉田家にこひて正一位の神位を授けらるといへり、

**道祖神社** 同所にあり小祠、

【中の橋】現在の交通反則センター北西付近

『編者』

【土橋】現在の元町橋ではなく、現在の元町自治会館付近にあったと言われる。『編者』

【回祿】(かいろく)火の神。転じて、火事で焼けること。火事。『広辞苑』

【鳥有】(うゆう)何もなないこと。皆無。『広辞苑』

【除地】(じよち、よけち)江戸時代、検地帳

などの記載から除かれた土地。領主の証文または由緒により、年貢・諸役を課されない土地。

『広辞苑』

【子院】(しいん)同一境内にあつて、本寺に付属する小寺。塔頭(たっちゅう)。寺中。脇寺(わきでら)。『広辞苑』

【道祖神社】二度の遷座を経て、現在外川神社境内にある。『編者』

○**樹源寺** 保土谷町の北側にて往還(約七町)より十五間許退きてあり、日蓮宗身延山久遠寺末妙秀山善通院と號す、寛永五年(一六六八)の頃**某氏の女**の發願(ほうがん)により、僧の日領を開山として起立(きりゅう)せしとぞ、かの女は同九年五月二十三日歿せり、法諡(ほうし)妙秀日正といふ、日領は明曆三年九月二十七日化(か)す、かの僧の院號(いんごう)を善通と云、當寺の山號院號は開山開基の法諡の字をとりし事知らる、客殿五間半に四間、本尊三寶(さんぼう)を安(あん)す境内の外(ほか)に山一段一畝(一三〇坪)あり、これも境内つゞきの居山なり、

○**石地藏** 茶屋町のはづれにあり、わづかの**見捨地**あり、

○**地藏堂** 東海道の内武相の境にあり、故に境地藏と呼べり、堂は三間四方東向なり、前にわづかの石階あり、こゝにたてる石地藏はいつの頃のものにや、詳(まづ)にせず、たけ臺坐(たいざ)ともに七尺ばかり、堂は萬治二年(一六五九)の創建にして、岩間町見光寺の持なり、堂下に旅人のいこふ茶屋あり、土俗(とよく)に堺地藏の茶屋とよぶ、

**鐘樓** 堂の後にあり、鐘は徑(約九〇坪)三尺ばかり、安永九年二月の銘あり、**法禪寺迹** 樹源寺の後の方なり、今も寺號を以て其所の字とせり、眞言宗の寺院なりしよし、いかなる故に廢せしや、詳(まづ)ならず、此寺の本尊とせし藥師(やくし)は今樹源寺のものとなれり、

**舊家名主苅部清兵衛** 清兵衛が先祖を豊前守吉重と云、當國久良岐郡の人なり、北條早雲より氏直に至るまで五代の間仕(つか)へて、關東八箇國(関東)の郡司(ぐんじ)を勤めしといふ、家に傳ふるいさゝかの記録(けきろく)を閱(くわん)るに、天和三年三月十九日清三郎吉次といひし者の覺書(おぼえがき)なり、其文によれば豊前守吉次

【**某氏の女**】苅部清兵衛吉重の奥方。『編者』

【**法諡**】おくり名。

【**見捨地**】(みすてち) 江戸時代、朱印地・除地、証文による無年貢地以外の年貢負担のない土地。堂・宮・道・川・溝・稲干場・土取場。

墓地・死牛馬捨場・火葬場などがこれにあたる。検地の際には繩入れをせず、「竿外」見捨」と表記された。はじめ検地帳に記されなかつたが、のち検地帳外書に記された。『広辞苑』

【**地藏堂**】境土地藏『編者』

は武州**鉢形**の城番をつとめしとあり、苜部出羽守吉重同修理亮吉重同清兵衛吉重とつらねしるせり、三代同じ名を用ひしと云も誤あるべし、又側かたわらに右三人の名乗は小泉次太夫が授けし所なりとあり、次太夫吉次は御打人の頃より御代官を勤めし人なれば、いよいようけがたき事なり、又彼記録に云、右の内苜部内膳と云もの神奈川領二又川にて、六箇所の領地を北條氏康より賜はれりと、かの内膳と云は出羽守か又修理亮などが初の名なるにや又云苜部豊前守當所上中下ともに氏綱より賜りて領せり御當代に至りて清兵衛吉重うつたへて、上中下ともに石高を分ちて農民に配分し、其内中保土谷町をば自所持せりと云、又別に記せしものあり、其文には永祿十二年九月甲州勢小田原へ人數を出せしとき、吉良左兵衛督義門居館をこの近郷蒔田まいたに定む、其頃幕下に屬せしは、大橋山城守康忠、北見關加賀守滿頼、苜部豊前守泰則、多目周防守長宗とあり、これによれば豊前守が名乗の吉重としるせしはいよいよ誤なる事しらる、今の清兵衛が父清兵衛の時年頃宿役のことに心をもちひ、傳馬宿次の指揮もおこたらざりしかば、天明八年八月二十九日伊奈攝津守よりきこゑ上あけて、**白銀**そこばくを賜ひ、其身一代は帶刀すべく、又今より以後子孫永く苗字を名乗べきよし免されて褒賞ありしといへり、

◎上岩間町 今かみいのは保土谷町の續きなり、又帷子橋の次にも岩間町あり、夫それをば下岩間町と呼ぶ、萬治三年人夫役の事につきてうつたへしによ

【**鉢形城**】(はちがたじょう)埼玉県寄居町にあった城館で、後北条氏の有力な支城。荒川に望む断崖縁に築城される。文明年間に長尾景春が築いたとされ、山内上杉氏・藤田氏をへて、北条氏邦が本拠とした。現在の遺構はこのときに改修されたものと考えられ、後北条氏に特徴的な角馬出しがみられるほか、規模の大きな土

塁などが残る。天正一八年(一五九〇)前田氏・上杉氏の豊臣軍に攻められ、一ヶ月の籠城のすえ落城。『広辞苑』

【**白銀**】(はくぎん)江戸時代、銀を九匁ほどの平たい楕円形に延ばして紙に包んだもの。通用銀の三分に当り、多くは贈答などに用いた。『広辞苑』

り、保土谷町の地へ引移せしにて、もとは久良岐郡の村なり、按に【小田原所領役帳】に岡崎修理亮が知行六十五貫五百四文、此内六十貫七百文は壬寅檢地増分とあり、壬寅は天文十一年なるべし、又菊地郷右衛門が知行二十三貫文、以上の地皆久良岐郡岩間とあり、御入國の後は伊奈半十郎忠治が家にて支配せり、この後元祿八年の檢地にも猶久良岐郡に屬せしが、同十四年あらためて當郡に屬せり、この後人家も次第に海道の内へ移りて、ついに四箇町つらなりすべて保土谷の一驛に隸すといへり、

◎上神戸町 上神戸町は、上岩間町の良に續けり、又下神戸町は帷子町の間にはさまれば、此二箇所ともに昔は今の帷子川土橋のほとりより神明の社の邊までなりしが保土谷とそこばくへだりて便よからざるにより、慶安元年今の地へうつれりと云ときは、古神田なるにより神戸の地名おこりしなるべし、

高札場 乾の方にあり、保土谷一宿の高札場なり、  
 金澤橋 岩間町の境にありて今井川に架す、長五間幅九尺、この橋の側より金澤へかよう道ある故に、今此名あり、昔は神戸橋と云しと見ゆ、御普請所なり、  
 ◎帷子上町 帷子上町は、上神戸町に續けり、この町も海道の内に三箇所あり、それも昔は帷子川の邊今の古町と號する所にありしが、慶長年中今の地へうつりしと云、此帷子の地名は、古よりありし所なりと、されど其名の起りし故は傳へず、太田道灌の

【平安紀行】に云ふ、かたびらと名付る所にて、

【御普請所】(こふしんどころ) 江戸・関八州、その他の幕府領、および幕府の管轄した河川の灌漑・用水、ならびに道や橋など、公の土木工事を行ったところ。『広辞苑』

【太田道灌】室町中期の武将。歌人。上杉定正

の執事。名は持資(もちすけ)、のち資長。江戸城、河越城などを築く。主君定正に暗殺された。歌集に「花月百首」がある。(一四三二～八六)『広辞苑』

日ざかりはかたはだぬきて旅人の

汗水になる帷子の里

【廻國雜記】にかたびらの宿といへる所にて、

いつきてか旅の衣をかへてまし

風うらさむきかたびらの里

とあり、この頃の海道は今の道より乾の方にありて、其道の次第は相州境より今の如く来り、元町の内東の方へをるゝ所をゆかずして、田間を越良のあたり片倉村の方へ入しなり、御打入の後は伊奈半十郎が家にて世々預り奉りしが、今は大貫次右衛門が御預となれり、

小名

上町 上神戸町の方を云、

十八間町 上町の良の方にあり、今井川をもて堺とせり

今井川 上町と十八間町との間を流、按に昔は神戸川とも云しと見ゆ、天文の頃のものにしか載たり、

◎下神戸町 十八間町の良の續きにあり、此所も土地變革のことはすでに前に出せり、

◎帷子田町 田町は下神戸町の良に續けり、此則帷子町の小名なり、其詳なる事は上に出せり、

見光寺 下神戸町と今井川との間にありて、門は海道の方岩間町の内に出

づ、浄土宗にて江戸深川靈巖寺の末、大譽山珂山院と號す、開山大譽珂山寛永六年起立す、此珂山は寛文十一年九月五日寂せり、本尊は彌陀の坐像

長二尺三寸、客殿六間半に五間半すべて南向の寺なり、

○香象院 帷子町の内にて海道より二十五間ほど引込てあり、古義眞言宗

【廻國雜記】道興准后著。一四八六〜八七年（文  
明一八〜一九）北陸・関東・東海・奥羽など

を廻つた遊歴記。漢詩・和歌・連歌などを交  
える。『広辞苑』

久良岐郡太田村東福寺の末、在田山安樂寺と號す、開山忠秀法印（天正十一年一五八三）起立す、本尊は不動の立像長、尺五寸（約四五四）ばかり、客殿は八間半に五間門は海道の方にむかへり、

寺寶 愛染明王畫像一幅（あいぜんみんぎょう） 弘法大師の筆なりと云、

富士浅間社 境内に入て左の方にあり、九尺に二間、この社は芝生村の鎮守とする所なり、

○阿彌陀堂 山下にて字岸（あざ）の下にあり香象院の持、

◎下岩間町 下岩間町は同町の良にあり、上にいへる十八間町よりこの町迄は舊（甲）久良岐郡の地にして、今井川を界としすべて岩間村の内なりしといへり、その餘變地（よへんち）の事は已に前に出せり、

○神明社 神戸町の内にあり、下岩間町まで大門通り、今保土ヶ谷及び神戸町の鎮守とす、四石一斗（六二五）の御朱印（ごしゆいん）は慶安元年（けいあん二六四八）に賜へりと云、社地も其内なれば別に歩數（ほすう）も定らず、此餘田畑四ヶ所皆此近きあたりにあり、按（あ）に天文二十四年（てんぶん二四）しるせしと云當社の縁起に、天祿元年（てんろく九〇）庚午伊勢太神宮武州御厨屋（かろく一二三）の庄榛谷の峯（かみ）に影向（ようむう）あり、それより川井へうつりたまひ、又二俣川へ鎮座あり、其後又下保土ヶ谷の宮林と云所へ移りたまひしかば、同所八坂と云所に祀れり、この後二俣川の宮を假宿（かりやど）と號しけり、然るに嘉祿元年（かろく一二三）神託ありて宮作りのことを起しけるといへり、今神主がもとに傳ふる所は、この時始て鎮座なしけるやうにもいへり、もとより天祿の影向と云ものは、いとふるき世の事なれば果して其實（じつ）をつたへしや否を知べからず、祭禮毎年六月十六日

【愛染明王】（あいぜんみんぎょう）真言密教

の神。愛欲を本体とする愛の神。全身赤色で、三目、六臂（ろっぴ）、頭に獅子の冠をいただき、顔には常に怒りの相を表わす。近世では、恋愛を助け、遊女を守る神としても信仰された。また、俗に、この明王を信仰すると美貌になると信じられていた。『広辞苑』

【御朱印地】 江戸時代、幕府が寺社などに御

朱印状を下付して年貢諸役を免除した土地。

『広辞苑』

【榛谷の峯】現在の旭区さちが丘付近か？『編者』  
【影向】（ようこう）神仏が仮の姿をとって、この世に現れること。神仏が来臨すること。また、姿を見せないで現れること。『編者』

【八坂】現在の藤塚町新保土ヶ谷IC付近か？

『編者』

九月十六日、

**鳥居** 神戸町の中ほど坤ひつじの方にあり、木にて造れり、

**大門** 兩脇にわづかの石垣あり、高さ二尺ばかり、上に竹の**矢來**をなせり、

この所は前に今井川流れて一の鳥居より十二町ばかりをへだつ、石鳥居大門の内にあり、

**拜殿** 石鳥居より十二三丁程の間をへだてゝあり、

**本社** 一間四方東南に向てたてり、この社は御打人の後再まで造營ありしと云、棟札の文に云、武藏國榛谷御厨八郷の鎮守、保土ヶ谷神戸村、元和五己未年彌生とありて、裏に但馬守越後守、和田村田口平兵衛、青木隼人佐、星川郷和山加兵衛、小帷子足立久右衛門、菟部清兵衛、丹解和泉守家秀、小野筑後守、岡崎米田皆平柏木七九郎など**交名**見ゆ、又その後修造のとき棟札あり、**權大僧都覺祐**としるせり、其年代は傳へず、

**末社五坐相殿社** 社地に入て左の方にあり、豐受大神宮日天神切部見目の五座の神を祀れり、

**四坐相殿社** 本社の左の方にあり、月神雨神風神山神等の四坐を祀れり、

**御嶽社** 社の後ろの方にあり、

**神主岡田刑部** 社地へ入る所の左の方にをれり、昔は小野新兵衛といふもの神主として、世々祀事を司りしが、いつの頃か今の刑部が先祖へその職を譲りしといふ、刑部は世系もさたかならず、昔の小野新兵衛が書し縁起一卷あり、その文を見るにことごとく採用すべきにあらざれど、古きものなれば全文を左に載す、

【**大門**】(だいもん) 大きな門。外構えの大きな正門。神明大門は「長大門」とも呼ばれた。

【**編者**】

【**矢來**】(やらい) 竹や丸太を縦横に粗く組んだ、板の囲い。『広辞苑』

【**石鳥居**】現在の神明社鳥居前、田中金魚店付近。

【**編者**】

【**本社**】この本社が平成八年まで継続。同年撰

社豊受大神宮の用材に。『編者』

【**交名**】(きょうみやう) 儀式、歌会、宿番などに際して文書に人名を書き連ねること。また、その文書。連名書。散状。『広辞苑』

【**權大僧都覺祐**】大仙寺第八世住職。元和七年(一六二二) 寂す。『編者』

【**岡田刑部**】文化二年(一八〇五) 白川家より従五位下伊豫守を賜う。『編者』

武藏國榛谷御厨庄之内

神戸神明濫觴之事

抑當宮之開起者、天祿元年庚午伊勢天照太神宮飛來給、武州御厨庄之内、榛谷之峯影向、從其川井有御飛、從川井又二俣川御移、御座所假宿云、從二俣川又下、保土谷宮林云所御影移給間、同所八坂云所奉祝二成、暫住給、然嘉祿元年乙酉、或少女託言、吾出法性眞如都、假交分段同居之塵、以降垂一天四海跡、和率土萬國光、中猶今當國當郡和光同塵、守護一切衆生晝夜思也、我得鎮坐云、其時彼少女之云、目顏淨布懸言、御託宣云、

伊勢の神こゝに飛くるしるしには、

うつす御影をおかめもろ人

少女様々自託給時、天光物飛散、雷電鳴渡、故今二成奉崇、神明御伊勢御正體申下、宮造在所號神戸、神宮寺名滿福寺、經藏堂稱神照寺、弘法大師御作之愛染明王今御坐、是則顯深之本地給者歟、末社兩宮、風三郎殿、切邊之王子、日王子、高根明神、稻荷天神、山王、見目等也、倩見此地形體、伊勢國渡會郡御本社之靈地少不違、先有高間原、是宮原云、宮川是神戸川云、有五十鈴川、是小帷川云、有御裳濯川、爰古部川云、有大湊、爰神奈川前云、有二見浦、爰宮崎云、有大橋、爰小帷橋云、有宇治橋、爰神戸橋云、其外外宮、內宮、山田三方、宇治、朝熊嶽之景地相似、肆法企之勤請成自然之宮立質也、依之武藏二十四郡之内、十郡之守護神、別者御厨八郷之鎮守也、爰以昔年七十五度有祭

\*この文書については、別欄の「榛谷御厨庄之内神戸神明濫觴之事」を参照してください。

(近日中に公開します)

祀田、此外五度之御供免、一三三四之有禰宜、有神主、有八乙女、二十五人之有社人、六口之有供僧巫女、斯上代雖美々敷、今神領被間、其形計也、加様之旨趣、御上意様江、被立御申、如先代到被付社領、昔不替相奉幣彩費無怠慢、奉勤天長地久御願圓滿、殊者國守武運長久御威光倍增之旨、可奉祈者也、仍乍恐神主等申上處如

件 天文廿四年乙卯年潤十月吉日

渡會氏朝臣神主在神

謹上御奉行所御申上

丹下氏

小野氏

◎帷子町

此町は帷子川を界として下岩間町に隣り、良の方芝生村に

及べり、土人或はこゝを小帷と號す、永祿年中小机の内小帷九十一貫

八百七十文を太田新六郎が知行せるよし、【小田原役帳】にのする所な

り、又村の記録にも元祿の頃までは小帷とするせしもの見ゆ、今は土人

此地の異名のやうに思へども、【小田原所領役帳】に小帷としるし、又

天文の頃のものにも小帷川小帷橋の名見ゆれば、古はかく書し事と見ゆ、

小名 川岸町 帷子橋の邊なり、

帷子川 岩間町の界を流る、その詳なることは下に出せり

○帷子橋 帷子川に架す板橋にて高欄つきなり、長十五間幅 三三間

御普請所なり、

牛頭天王社 帷子川の邊繩手にて江戸の方より宿へ入所の右にあり、相傳

【天文の頃のもの】 天文二十四年（一五五五）

の神明社縁起書。『編者』

【牛頭天王】（こずてんのう） 仏語。京都祇園

社（八坂神社）や尾張津島大社などの祭神。

もと祇園精舎の守護神といわれ、薬師如来、

さらに素戔嗚命（すさのおのみこと）の垂迹

という。祇園天神。『広辞苑』

【牛頭天王社】 現在の橋樹神社。『編者』

ふ當社の神體しんたいはもと佛向村の内寶寺うちたからでらと號する寺にありしものなりしが、戰爭の間破却やぶせられし頃、此神體帷子川へ入いりて流れ來りしを、其邊そのあたりの百姓等三人にて取あげ、今の所へ社を造りまつれりと、此によりて今も社修造やしろしゅうぞうの後遷坐せんざのたびごとに、彼三人の子孫進退せりと云、本社七尺四方、東に向ふ、神體秘物なればとて後へそむけて坐せり、故に祈願いのねがひの事ある者は社の後の方へ廻りて拜すと云、拜殿は三間に二間これも東向なり、例祭六月十五日なり、村内遍照寺もち、

末社五坐相殿社 本社まつもとの左の方にあり、山王權現天神三寶荒神第六天さんぼうこうじんだいろくごん

藏王權現ざおうごんげんの五社なり、小祠しょうし、

四坐相殿社 本社よんざさうでんの右の方にあり、御嶽權現みたけごんげん稻荷八宮八幡宮辨財天べんざいてんの四坐を合祀せり、

○神明宮 牛頭天王社あづまてんわうにならびてあり、江戸の方より宿へ入る所の右側、三十三間程入約六〇也てあり、其社地は帷子町に屬す、小祠なり、前に鳥居を立、勸請かんじようの年代つまびらか詳ならず、村内香象院寺持、

耕地 四箇町皆屬する所の耕地あれど、總て是保土ヶ谷宿たへどに隸す、故に耕地の字あざ及び山川以下并あわせて此しこに記す、

和田ノ上 帷子町の地内にて北の方なり、このところに

兵庫丸と云へる所あり、

岸の下 是も北の方なり、

中オフナ 是も亦北またの方にあり、畔またのことをおふなと云、大路と云心か、

川邊通り 帷子町の北の方にあり、

阿彌陀前 街道へ入る所の右の方にあり、

原田 北の方なり、以上の六箇所は皆帷子町に屬せり、

溝添 神戸町北うらにあり、

廣町 芝ヶ谷 神田 寺坂谷

以上の四箇所神戸町の北うらにあり、

【神明宮】現在は橘樹神社境内にあり。『編者』

【廣町】現在の横浜ビジネスパーク付近。『編者』

道上  
中通道

西の方にあり、  
町の北うらにあり、

原

東の方にあり、

鹽田

岩間町の東の方にあり、

關西

是も東の方にあり、

町裏

關西の邊にあり、

殿田

岩間の東うらにあり、

十三塚

此地に十三塚と呼ぶ古塚あり、故に此名あり、

十三塚と唱ふるもの所々に残り、已に其條に

辨せし所なればこゝには云はず、

帷子川

水源は都筑郡川井村大貫と云所のわづかなる谷川、二里ばかり流れ

て同郡白根村の池水、及び同郡菅田村**金草澤**の谷水竹の下と云所にて合して

一條となる、そこより帷子川と唱ふ、竹の下より三十町ほど流れ、古町土橋

へ出夫より二丁餘り下にて往還通り帷子橋へ出、十丁程にして芝生村地境

を流れ、神奈川下より海へ注ぐ、水源より此所迄川路三里許、この水帷子

町にては用水となれり、

○今井川

西の方都筑郡今井村より流れ來り、耕地の間を過て保土ヶ谷町

に入る、

岩間原

岩間原の東にあり、廣さ段數を以て云はゞ十丁許もありしが、今

は開發して畑とせしもの多し、【**回國雜記**】に岩井の原を過ることを載て歌

あり、すさまじき岩井の原をよそにみて、結ぶぞくさの枕なりける、それよ

りもち井坂すりこはち坂などをこへたることを記せしなれば、岩井原はこの

岩間原のことなるにや、しばらくこゝにしるして後の考をまつのみ、

○**藥師堂原**

宿より西北の方なり、廣二丁程、昔程ヶ谷町法禪寺持の藥師

【**鹽田**】(しおだ)現在の相模鉄道西横浜駅付近。

【**塩田稲荷**】(しおだいなり)相模鉄道敷設の時、

同所にあった塩田稲荷を西久保町の杉山社に

遷座。また相模鉄道西谷保線区内に分祀。現

在相鉄グループの守護神。『編者』

【**金草澤**】(かなくささわ)千丸台団地近くに

金草沢というバス停あり。『編者』

【**藥師堂原**】現在の市営岩崎町住宅及び岩崎地

域ヶアブラザ付近。『編者』

堂ありしゆへこの名ありと云、

○八町野 宿より西南の方なり、廣三十丁餘、<sup>(九万坪)</sup>以上の二ヶ所は保土ヶ谷町の分なり、

帷子川水除堤 <sup>みすよひつちみ</sup> 帷子町の内字古町通にあり、<sup>なるまちどおり</sup>長二百三十間堤上の幅四尺、<sup>(約四二〇呎)</sup><sup>(一、二二呎)</sup>

○溜井 これも帷子の内なり、神奈川青木町にて用水とす、

杉山社 宿の東の下方岩間町の内にあり、海道よりは二丁ばかり巽の方にあり、古社なれば當社もかの神社を勸請せしなるべし、本地は不動の坐像にして長一尺ばかりなりと云、本社八尺四方にして一間半に三間の上屋あり、前に鳥居をたつ、其前に石階あり、例祭は年々九月二十八日なり、當所圓福寺持、

末社小机稻荷社 本社の方あり、

○八幡宮 宿の南西の方永田村の境によりてあり、昔は久良岐郡の内なり、よりて今も岩間町の内に屬せり、社地は小山の上にて北に向へる社なり、大さ二間四方、神體は木像にて長八寸許、束帯して坐せる貌なり、相傳ふ花園の御宇文保二年の鎮座なりと、今の社は古き造営にはあらず、棟札に貞享元年武州久良岐郡岩間村とかけり、社前に石階二段ありて其下に鳥居をたつ、村内安樂寺持、

菊水觀音出現跡 鳥居に向て右の方なり、楠一株ありてその根の際に小し、窪き所あり、この底に清水をたゝへきわめて清冷なり、病者常にこの水を服して平癒し、或は眼病を患ふるものこの水にてあらふ時はしるしありと云、

【八町野】 権太坂二丁三丁目付近。『編者』

【水除】(みすよけ) 水を防ぐために設けてあるもの。堤防の類。『広辞苑』

【かの神社】 延喜式神名帳に「武藏國都筑郡一座小杉山神社」とあり。神名帳所載の神社を式内社という。武藏風土記稿中、都筑郡に二十四社・橘樹郡に三十七社・久良岐郡に五社・南多摩郡に六社、計七十二社あり、何れが式内社か未だ定説なし。『編者』

【束帯】(そくたい) 律令制以降男子の朝服。天皇は即位以外の晴れの儀式に、臣下は参朝

の時をはじめ、大小の公事に必ず着用した正服。その形状、構成は時代により変遷があるが、中心となる構成は冠・袍・半臂(はんび)・下襲(したがさね)・相(あこめ)・単(ひとえ)・表袴(うえのはかま)・大口(おおくち)・右帯(せきたい)・帖紙(たと)・笏(しゃく)・襪(しとうず)・靴等で、武官と帯劍勅許の文官は劍・平緒(ひらお)を着用する。『広辞苑』

【貌】(ほ)かたち。すがた。みめ。容貌。顔色。また外觀。『編広辞苑』

天徳院 神戸町の内往還(約九〇里)の方へ五十間許を隔て、あり、曹洞宗小机村雲松院末、神戸山と號す、天正元年(一五七三)の起立にして明玉宗艦と云を開山とす、然るに宗艦は寛文元年(一六六二)四月二十二日寂すと云ときは時代たがへり、恐は中興開山なるべし、客殿七間に五間前に石階あり、すべて東南にむかへり、本尊地藏長一尺五寸の坐像なり、此腹内に一寸八分の地藏の像あり、是は運慶の作なりと云傳ふ、

### ○満願寺

此も神戸町の内古町通神明社の傍(かたら)にあり、坤の方にて海道よりは百間許を隔つ、これも雲松院末闍王山江月院と號す、開山永舟慶長

五年(一六〇〇)の起立なり、本尊は閻魔(えんま)にて長二尺菴室(わらや)の如き藁屋(あわ)に安ず、東に向へり、

### ○大蓮寺

これも神戸町の内にて、海道の坤の方、二丁ばかりを隔て、

あり、日蓮宗にて房州小湊誕生寺末、妙榮山西孝院と號す、開山日圓慶長十三年(一六〇八)の起立なり、此日圓は正保二年(一六四五)寂す、客殿四間に四間半本尊三寶

を安ず、鬼子母神(きしぼじん)の像あり、其餘日蓮の像は日保の作にして祖師の開眼なり

と云、長一尺五寸(約四五)の坐像なり、この像の來由(らいゆ)を尋るにもと保土ヶ谷樹源寺の

背後の方に法禪寺といひし寺ありて、かの寺に安置せり、いかなる故にか紀

州南龍院殿の母公養珠院殿の、かの寺へ寄附せられしものなりとて、臺坐に

御紋をつけたり、

### 三十番神妙唱大明神合社

客殿に向ひて右の方なり、

### ○圓福寺

岩間町の内にて海道より百間許(約一八〇里)を隔つ、古義眞言宗久良岐郡太

田村東福寺の末にて羯摩山密藏院と號す、開山僧眞元後花園院の御宇永享

【満願寺】文久年間に天徳院に合併。『編者』

【菴室】(あんしつ・あんじつ)とも)木で造り、屋根を草で葺いた小さな仮の家。僧侶や世捨て人の住居。転じて、主に尼僧の住まい。あん。いおり。『広辞苑』

【來由】(らいゆ)物事の現在に至つた理由。

いわれ。來歴。由来。らいゆう。『広辞苑』

【三十番神】一か月三〇日間を毎日交替して如

法經を守護する三〇の神々。一般には法華經

守護神として著名。はじめ天台宗で、のちに

日蓮宗で信仰されたもので、本地垂迹説によつた考え方。第一日目から、熱田、諏訪、広田、氣比、氣多、鹿島、北野、江文、貴船、伊勢、八幡、賀茂、松尾、大原野、春日、平野、大比叡、小比叡、聖真子、客人、八王子、稻荷、住吉、祇園、赤山、建部、三上、兵主、苗鹿、吉備津の各神をあてる。『広辞苑』

(一四〇) 二年起立なり、客殿六間に五間乾に向ふ、本尊は地藏の立像長一尺五寸ばかり、境内の外に居山五段三畝十歩寺地へつゞけり、

**金毘羅社** 寺の後の方にあり、九尺に六尺の社なり、前に石階あり、前およそに三丈ばかりも高き所なり堂の前より望めば神奈川をはじめ所々の山々眼中に入りて眺望いと美なり、この金毘羅は近き頃祀りしと云り、

○福壽寺 岩間町の内宿の背後南の方によりてあり、臨濟宗相州鎌倉建長寺末、岩間山と號す、開山光菴明應二年九月六日寂せり、本尊彌陀立像にして長三尺、客殿六間に四間半南向へり、寺僧の話に二十四五年前までは久良岐郡戸部村の境によりてありしを、其頃當所には蓮求菴と云菴室のありけるが、いかなる故にか當寺を菴室の地へ引移せしといふ、この地は山の腹にして境内へつゞきたる所に居山六畝十五歩の除地なり、

稻荷天神合社 門を入れて右の方にあり前に鳥居をたつ、  
辨天社 同じほとりにあり、石にて作れる小祠なり、

○觀音堂 福壽寺の前にあり、堂は二間に二間半、十二面觀音の立像を安ず、臺坐ともに一尺八寸の像なり、前に石階あり、造立の年代詳ならず、安樂寺持、

○安樂寺 これも岩間町の内にて宿より東南の方に當れり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、金岸山櫻壽院と號す、開山僧弘辨は天文四年寂せり、客殿五間に七間すべて南向なり、本尊は彌陀坐像にして長一尺九寸許、又菊水觀音の像あり、立像三寸許、此は八幡の社地より出現すと云、境内つゞきに居山一段九畝あり、

### 寺寶翁面一枚

**秋葉社** 境内の後の方石階の上により、神體白狐に乗たる像にて長三寸ばかり、  
**牛頭天王社** 今は社なくして暫く假殿に安ず、岩間町の鎮守にして昔はこゝに社ありしと云、承應四年四月社の草創ありしときの棟札あり、祭禮

【金毘羅】(こんびら) 仏語。葉師十二神將の一つ。また、仏法守護の夜叉神王の上首。武裝し、忿怒(ふんぬ)の姿をとるが、持物は一定しない。大物主神はこの垂迹(すいじやく)。

の姿といい、海神として信仰され、香川県の象頭山(ぞうずさん)の金刀比羅宮にまつられている。『広辞苑』

年々六月七日なり、神體（約三七四）は長九寸ばかりの立像なり、**旅所**（約三七四）四箇所下岩間町中の橋の際（約三七四）帷子橋のほとり神明の大門等にあり、

○**遍照寺** 帷子上町の北裏にあり、古義眞言宗久良岐郡太田村東福寺末、（約三七四）醫王山延壽院と號す、開山の年代を傳へず、其後賢海といへる僧（約三七四）寛永十年再興せしにより此を中興開山とす、本尊は薬師なり、相傳ふ此本尊は弘法大師の作にしてもと郡中佛向村寶寺金堂の本尊なりしが、彼堂破却の後他へ傳りついに此寺の物となりて本尊とせしと云、長二尺八寸（約八五四）の坐像なり、客殿四間に四間半（約八五四）巽に向ふ、前に石階あり、

**墳墓十三塚** 保土ヶ谷町の内相州品野村の境によりてあり、此地は三間許（約五四四）のわたりなり、此地の字を十三本塚と云、左右に六つゝあり、中の一塚は三間許のわたりなり、これを大將塚と呼ぶ、其餘十二は敷九尺あまりに高さ六尺ばかり、いかなる故に築きしと云事を知らず、恐らくはかの供養塚（約一八四）の類なるべし、

◎**芝生村** 芝生村は郡の南にあり、これも榛谷庄の内なり、又往古小机庄とも云しなごいへば、まちまちにしてさだかならず、此邊西より北へかゝりては小山そばたち、東南は平地なり、四境をいはゞ東南の方は海に向ひ、其外は帷子川を隔て久良岐郡戸部**尾張屋新田**の二村及郡内岩間町に隣り、西は帷子町に境ひ、北も帷子町青木町に並び、東西五丁（約五〇四）南北十丁許、中央に東北の間より西南に通じて東海道中貫けり、土地は砂交り黒土にて田多く畑少し、民戸百九軒海道の左右に立つゞけり、民居の外は杉を並木となせり、この邊（約五〇四）のものは耕作のいとまには、男子は海邊（約五〇四）に出て**アサリ蛤**の類を拾ひ、女子は木綿布を織ることをもて業

【**旅所**】たびしよ祭礼のとき、本宮から渡御（約五〇四）とぎよした神輿（みこし）や神体を一時とどめておく所。おたびしよ。旅の宮。『広辞苑』

【**尾張屋新田**】尾張屋橋がその名残。『編者』

【**アサリ蛤**】編者が高校生の頃（昭和三〇年代後半）現帷子橋付近の新流路開削工事中に、土中より大量の貝殻を発見した。『編者』

とせり、此村開發の年代を傳へず、按に一遍上人五代師阿上人正（一三五五）中二年閏正月十一日武州芝宇宿にて寂せしよし【遊行歴代記】に見ゆ、芝宇と云は此芝生ならんか、もしさあらんには舊くより起りし村ならん、夫もまさしとは云がたし、御入國の後は御料にて、正保の頃（一六四四〜四八）は伊奈半十郎支配所なり、元祿八年命を奉じて安藤對守重治が檢地せしことあり、其後又新田の地出てきてその所は寶永十一年安永五年の兩度伊奈半左衛門が承りにて檢地をなせり、それより度々御代官の變代ありて、今は大貫次右衛門光重が支配所となれり、

高札場 村の南にあり

小名

谷戸 北の方にあり

庚申塚 西北の間にあり

垢山下がけ 東南の間海邊にあり

カクレ 谷戸北方淺間の後にあり、

淺間下 青木町境より淺間の宮の邊を云、

三家 淺間下の隣りを云

追分 三つ家の坤なり、

大久保山 西の方帷子町の境にあり、

○藥師堂山 海道の西北にあり

○袖スリ山 藥師堂山の並にあり、そのかみはこの邊まで磯にて波うちかけしかば、旅人この山の麓にそひ袖をする許りにありきしかばかくとなへしと土人傳へり、保土ヶ谷宿香象院に元祿十四年にしるせし淺間の縁起あり、其中に袖磨山の名見ゆるは、則この山なるべし、この外村内に小山あり、いづれも村民の居山にてさせる名はなし、

帷子川 村の南久良岐郡の境を西より東へながれ、村内を經ること五百間（約九〇〇間）、川幅廣きところは二十間許（約二六〇間）、

【追分】松原商店街駐車場付近

○**浪除堤** なみよけつみ 南の方より東へわたりて、五百九十間、その間九十間は海邊なれば浪除となし、五百間は帷子川に接したる所なれば川除の堤とせり、

**富士淺間社** ふじせんげんしゃ

江戸の方より海道の入口右にあり、前に鳥居を建つ、東南に向ふ、

小山の上に社あり、二間に二間半、是は西南に向ふ、神輿は郡内帷子町香象院に納めたれば其寺の持也、按に元祿年中になりし淺間の宮并**人穴**の縁起と云ものあり、**妄誕**の説にして取べき事なし、思ふに此社の傍昔より穴あるにより、世に名高き富士の人穴のことを思ひ合せてかゝる説をなせしにや、又此古穴を人穴など云により、富士淺間の社を祝ひそめしも知るべからず、いづれかゝる穴は此邊に所々ありて、何れも土人附會の説をなせり、是も其一所なるべし、此ほとりは昔の武藏野の末にて人家もまれなりしころ、此所へ來り住んと思ひしもの小山の麓などうがちて穴居せしあとにもやあるべきか 昔武藏野には**白浪**多かりしなど古き物にも見ゆるは、かくよからぬふるまひなす野ぶしなど云もの、かゝる所をすみがとなせしにや、又別に土民らが財寶など入るゝ爲の用に備へし穴なるも知るべからず、

**末社妙見社** みよのけんじや 社に向て左にあり

**人穴二所** 一は本社鳥居の内石階少許を上り、左の方山の半伏にあり、穴

の口五尺餘其内低き所二坪許深さ一間餘、一は石階の腹右の方にあり、

○**神明宮** 小名三つ家の右の方の山上にあり、社は九尺に一丈東北に向ふ、

是も香象院持、

**洪福寺** こうふくじ 村の南にあり、海東山と號す、臨濟宗鎌倉建長寺の末、開基は此村

の百姓權左衛門が先祖にて、法號を心無道安と云、萬治三年二月十六日

【浪除】波をよけること。また、そのための施設。

【富士淺間社】現在の淺間神社。『編者』

【人穴】（ひとあな）火山のふもとなどにあるほら穴。溶岩流の表面部が凝結した後に、内部の比較的やわらかい部分が、発生したガスにより押し広げられてできた空洞。昔、人が住んだという。富士山の西北麓にある「富士の人穴」が有名。『広辞苑』

【妄誕】（ほうたん）言説に根拠のないこと。また、その話。とりとめのない虚言・偽り。『広辞苑』

【白浪】（しらなみ）（後漢書靈帝紀に見える、黄巾の賊の殘党で西河の白波谷に籠つて掠奪をした「白波賊」の、「白波」を訓読していう）盗賊の異称。『広辞苑』

【神明宮】現在淺間神社境内にあり。旧地は淺間台付近。『編者』

死せり、されど村の記録に當寺の開山は佛壽禪師と載たり、此禪師は文和(二三五四)三年二月十八日示寂せしといへば、何れをそれと定めたらんにも、心無道安は中興の開基なるべし、又村老の傳へには大空吞海和尚とも云へり、是も中興の開山か、この寺は海道(二五七三九)の右薬師堂山にあり、其頃は薬師を置く庵なりしが、天正年中今の地へ移りて一寺となれりと、さあらんには佛壽禪師の起立せし頃は薬師の堂ならん、今の客殿七間に五間こゝに安せし薬師は、鎌倉權五郎景政(二五七三九)が守り本尊にて、目洗薬師と云坐像丈三寸五分聖徳太子の作なり、地藏堂 客殿に向ひて右なり、石の立像たてり、

**社宮司社** 客殿に向て左にあり、當寺の境内ももと此宮の爲に免除せられしなど云へば、舊くよりありし社なるべし、

## 新編武藏風土記稿卷之六十九 終

【社宮司社】南浅間町にある社宮司公園はその名残か。『編者』

# 新編武藏風土記稿卷之八十一

## 都筑郡之一

### 郡圖 (略)

#### 總説

都筑郡は、其名義めいぎの起おこを詳まにせず、又國史等にもこの郡名のあらはるゝものをいまだみず、【萬葉集】に天平勝寶七歲乙未二月二十日、武藏國部領防人使椽正六位上安曇宿禰三國が進歌二十首の内に、都筑郡上丁服部於由が詠する所の歌を古とせんか、當郡は國の中央よりいはゞ、南の方かたにあたれり、其郡の南は相模國鎌倉郡に接せり、その餘よの接界多せつかいは橘樹郡の村々にかゝりて犬牙けんがせり、上代の界域かいいきを考かんがるに、その地ちのさま變革へんかく多くして、古いにしえのことは證あかすべきものも少ければ、今よりは知べからざれど、【和名鈔】に載のる所の地名を以て今の地理を察するに、東の方より南にいたりては、そのかみより地形も甚變革へんかくありしにや、今の郡中の村に、昔は橘樹・久良岐の兩郡に屬ぞくせしとおぼしきものあり、まづ本郡に現存の高田村は、【和名鈔】橘樹郡の郷名にのする高田なるべし、又上星川村と唱となふるは、久良岐郡に屬ぞくせり、今久良岐郡の地は南の方によりて、其間そのあいだに橘樹郡の地わづかにはさまりてあれば久良岐郡は今接地せつちとはならざるなり、されど【正保元祿の圖】にはすべて接してみゆれど、夫それより後の沿革なり、わづかの年代にてすら斯かたの如ごとし、又郡の東北にかゝりては、皆橘樹郡に交まじり、乾いぬいの方は多磨

郡にして、南は相模國鎌倉郡につゞけり、郡の**廣狹**は其さま數郡に**犬牙**したれば詳に辨しがたけれど、凡東西へ三里にすぎず、南北は四里半に餘れり、土地はすべて陸田山林多ければ、谷間の平かなる處をえらみて水田を開き、又西の方多磨郡につゞきたる處は、小山連りて土地も高く、東の方橋樹郡へは自ら**なだれ**に卑き所に郡界せり、土性多は眞土なり、郡中相模國への往還二條かゝれり、其一條を相州中原道と云、郡内中央を經ること大抵三里にあまれり、又一條を相模國矢倉澤道と云、これも本郡中央より少く西北にかゝれり、郡内をすぐること二里半許、

### 郷名

【和名鈔】所載郷名五並驛家餘戸

餘戸 餘戸は、郷名にはあらず、令式に據に、一郷五十戸の限に出で、しかも別に一郷建るには、亦戸數足ざるとき其割餘を別區として餘戸と云なり、或曰、あまりべと訓すべしと、他郡これに倣へ、按に當郡の餘戸は、今の久良岐・橋樹接界の所ならん、府を上として次第に郷を置ときは、其邊最後にあたる、又是を久良岐郡の方より次第する時は、郡首に在べきなり、

店屋 此店屋といへるは、【兵部式】驛傳馬條にもみへたれど、今村名にも殘らざれば、いづれの地と云ことを指て知べからず、今按するに、橋樹郡三枚橋村の小名に、てんやと唱ふる所あり、また神奈川の青木町にもおなし名の小名あり、此も三枚橋に近ければ、かたがた廣き所をいへるとみゆ、是古の店屋のあとなりしや、是もみな當郡に程近き所なれば、全く後に變革せし物ならんか、

【廣狹】(こうきょう) 広いことと狭いこと。

広さと狭さ。また、広さの程度。『広辞苑』

【犬牙】(けんが) 犬のきばが互いにいりちがつているように、土地の境界などがいりちがつ

ていること。『広辞苑』

【なだれ】斜めに傾いていること。傾斜。特に、

山や川岸などの傾斜している所。傾斜面。傾斜地。『広辞苑』

驛家うまや これも其所そのところをしらず、【延喜兵部式】の條けみを閲するに、當郡店屋驛馬十疋、傳馬五疋と載るものは、則驛家と同所なるにや、さもあらば今の三枚橋村青木町の邊あなはらなるべし、又地理を以て驛家の順を考ふるに、往古は相模國高坐郡鹽田の驛家より、本郡の驛にかゝりて荏原郡大井驛に通じたりと見ゆ、

立野たちのみ 多知乃 此郷は上代牧場なりとみゆれば、殊に廣き所なるべし、すでに【延喜式】左馬寮の御牧に、武藏國立野牧とするして、當國貢の御馬は立野牧より二十疋を出すといへり、されば立野の貢馬のことは古くより和歌によめり、【後撰集】に兼輔朝臣左近少將に侍りける時、武藏の御馬むかへにまかり立日、にわかにかゝることありて、かはりに同じつかさ少將にて迎ひにまかりて、逢坂より隨身をかへしていひおくり侍りける、藤原忠房が歌に、秋霧の立野の駒をひくときは、心にのりて君そこひしき、と代々の人も此地名を以て詠し出せり、【拾芥鈔】にも、武藏國馬牧五ヶ所の内立野と載たり、或云、橘樹郡駒林駒岡など稱する地は、當時本郡

【延喜式】(えんぎしき) 平安中期の法典。五〇卷。延喜五年醍醐天皇の命により藤原時平、忠平らが編集。延長五年(九二七)に完成。弘仁式、貞觀式以降の式を取捨し、集大成したものの。康保四年(九六八)施行。『広辞苑』

【御牧】(みまき) 古代の朝廷の直轄牧場。左右馬寮の所管で甲斐・武藏・信濃・上野など

の国々にあった。『広辞苑』

【後撰和歌集】(ごせんわかしゅう) 平安中期の二番目の勅撰集。一〇卷。天曆五年(九五二)、村上天皇の勅命で和歌所が置かれ、藤原伊尹が別当に、大中臣能宣、清原元輔、源順、紀時文、坂上望城のいわゆる梨壺の五人が撰者と

なり、天曆一〇年前後に成立した。紀貫之、伊勢

凡河内躬恒ら二二〇人余りの歌約一四二〇首を、四季、恋、雑など一〇部に分類し収録したもの。私的な贈答歌が多く、歌物語的な傾向が見られる。後撰集。『広辞苑』

【逢坂】(おうさか) 滋賀県大津市逢坂山にあった関所。大化二年頃の設置といわれ、三関の一つ。東海道、東山道の京都への入り口にあたる要所。東関。『広辞苑』

【拾芥鈔】(しゅうがいがいしゅう) 歳時・文学・風俗・官位・典礼・国郡・神仏・衣食・吉凶など有職故実に関する事典。三卷。漢文体。洞院公賢編。孫の実熙が増補したという。鎌倉末期に成る。『広辞苑』

に屬して牧ありし舊蹟なれば、其名の遺りしならずや、三村とも本郡にいと近きうへ、川に添たる地なれば、牧ありしとも云へしと、未其正しき據をきかず、

針折訓佐久 此郷名も正しきことを傳へず、按するに今の八朔村もしくは遺名なるべし、八朔は郡の中央にあり、かの村の條にも出せし如く、後にいつの頃にや八朔と書改めしならん、元龜永祿の頃も今の文字に書來れば、古きことなるべし、

高幡多加波多 此郷名も今存せず、按るに、隣郡多磨郡に高畑村あり、かの郡中南の方によりて、當郡の端よりは徑二里にあまれる所なり、又荏原郡にも高畑村あれど、地形を以て考ふるに、昔は橘樹郡本郡の東の方へかゝり、多磨郡も橘樹郡と犬牙したれば、荏原郡高畑村へは地勢も自から隔りたらば、【和名抄】に載るところの郷名は則多磨郡なるべければ爰にのせず、

幡屋波多乃也 此郷名は、今村名小名等にも殘らざれば、何れの地と云事を知らず、以上【和名抄】に載る所なり、

### 中古所唱

小机 此郷の説は、既に橘樹郡に辨せり、今本郡小机郷を稱するは、西八朔・上菅田二村のみなれど、古は廣く及びたる名なるべし、麻生 此郷名をかうふるもの、王禪寺・萬福寺の二村に限れり、さして古くより唱へしことにはあらざるべけれど、天正十二年王禪寺へ、北條氏直のあたへし文書にも見ゆ、是後麻生村の内より分れし王禪寺村なれば、この郷名を唱ふるならん、

片平 古澤村のみ此郷名を唱ふ、隣村片平村より分れし地にて、其名を襲へるにや、片平村は【小田原役帳】に小机片平郷と載たれば、昔は郷とも稱せしならん、

## 庄名

### 中古所唱

師岡 此師岡の地は、古へ久良岐郡に屬せしなるべし等の説は、既に久良岐郡郷名の條、及橘樹郡庄名の條に辨せり、今本郡此庄に屬せしと云もの十九村あり、

小机 郡の中央より東の方につゞき、此庄名をかうふるもの十四村、及【小田原役帳】に小机某と記せしもの六村、【文禄年中改の古記】に小机内と書しもの二村、又昔小机百八村の内なりしと云もの三村あり、是等皆庄の内なるべし、橘樹郡小松村の邊に、此庄名を唱ふるもの十餘村あり、

榛谷 今この庄名を呼もの四村、又橘樹郡程谷宿の邊にも、此庄にかゝれるもの五六村、郡中二股川村の小名にも榛谷と云ところあり、昔鎌倉右大將頼朝の頃、當國の住人稻毛三郎重成・其弟榛谷四郎重朝と、同じく父が讓を受、このほとりの地を分ちて領せしとみゆ、古くよりの在名にして、後庄名に唱へしなるべし、又或書には榛谷の御厨とするせしものもあれば、古へ御厨の地にあてられしこともしるべし、又橘樹郡保土谷宿の内、岩間町の鎮守神明社に納る、天文二十四年しるせし縁起にも、榛谷御厨庄とあり、かの社、元和五年修理の棟札に、武藏國榛谷御厨八郷ともみえたれば、榛谷の地は廣きこと又しるべし、又御厨郷と云もの二村、御厨屋庄と云もの一村、是も榛谷の内なるべし、

小山田 此庄名、郡中にては王禪寺村にのみ唱ふれど、【小田原役帳】には小山田庄黒川と記したれば、猶他村にも及びし名なるべし、

【かうふる】【こうむる】被る・冠る

此二村もとより郡の北によりたる村なれば、多磨郡小山田村より起りし庄名の本郡にも及びしものか、猶詳なる事は多磨郡庄名の條下について見るべし、

根古屋 新羽村のみ此庄名を唱ふ、隣郡小机古壘の地に近ければ、たまたま根古屋といへるにや、根古屋と云は壘砦の通稱なりと云、

今所唱

神奈川 村三十五

小机 村二十五

未勘 村十三

### 村數

七十三村 右件の村は、今現在の數なり、正保年中改には、村數七十一村とあり、元禄十五年の改正には、上下に分ち四村をまして七十五村となれり、其後今宿新田村本宿新田二股川村新田等は持添と云ものゝ如くにして、二股川本宿の兩新田は、二股川村に屬し、今宿村新田は、今宿村に入たれば、此村名を減し、岡上村新井新田等出きて、今の村數に及べり、

### 山川

鶴見川 多磨郡三輪村より入、寺家・鴨志田・上谷本・佐江戸・池邊・

川向・新羽等の數村を経て、橘樹郡太尾村に達す、谷本の邊にては、

谷本川とも唱ふ、

恩田川 水上は多磨郡成瀬村より入、恩田・西八朔・小山・青砥の村々

をすぎて鶴見川に合す、

【古壘】(い)ふるいとりで。昔の城壁。

帷子川 此は水原郡中二股川村にて、谷々の清水合し、夫よりの流派（ふたすし）二條に分れり、下流は川島・上星川の二村にかゝりて、橋樹郡の内帷子川にいる、二股川村の内にては二股川と唱り、二股川の名は東鑑等の書にもおせて人のしる所なり、

### 原野

都筑原（つづきはら 附都筑岡） 此原は當國の名所にして、世にしる所なれど、今其地はさして知べからず、昔は限りもなき廣原（こうげん）なりと見へしかど、後土地も開けて今は原と云べくもなければ、自ら此名目を失せるなり、已に僧顯昭が歌に、

武藏野の草のゆかりに問わひす

### 都筑の原の雪の夕暮

とも詠し出せり、又都筑岡と云も、今村民その所を傳へざれど、すべて多磨郡につゞきたる地なれば、小山かさなりて連綿たる岡なり、されば其處をさしては辨しがたけれど、廣く呼なせし物なるべし、  
夫木集藤原光俊が歌に、

いかにせんつゝきの岡の葛の葉の

うらみて後は又もかへらず

とあるも郡中の地名を詠せし物ならんか、此光俊は建長の頃の人なり、

【廣原】（こうげん）ひろびろとした野原。『広辞苑』

【夫木集】（ふぼくしゅう）「夫木和歌抄」の略称。鎌倉後期の私撰和歌集。三六卷。藤原長清撰。延慶三年頃成立か。「万葉集」以降の家

集・私撰集・歌合などから従来の撰にもれた一七三五〇首余りの和歌を収録し、四季・雑の部立によつて類題したもので、歌謡や俗語方言を使つた歌、散逸歌集の歌なども収録している。『広辞苑』

土産どさん

柿 禪寺丸と稱して、王禪寺村より出るものを尤よしとす、今はそこにもかぎらず、をしなべて此邊このあたりを産とす、村民江戸へ運びて餘業よそごととせり、其實みの味すぐれて美びなり、もと王禪寺丸と唱となふべきを、上略かみして禪寺丸とのみよべり、形も他の柿とは異なり、

黒川炭 黒川炭と唱ふることは、黒川村より出るをもてなれど、今は其村にもかぎらず、此ほとりよりして多磨郡にも及べり、村民農業の暇いとまに、毎年九月より焼始て翌年三月を限りとせり、

新編武藏風土記稿卷之八十一 終

## 新編武藏風土記稿卷之八十二

### 都筑郡之二 神奈川領

神奈川領は、郡内南の方にありて小机領と相接し、又橋樹郡にもまたがれり、方位も詳には分ちがたけれど、試にいはず、南の方相模國鎌倉郡の界ひより、本郡の中央に至り、小机領と交はり、夫より東の方は橋樹郡の内本郡にて唱ふる神奈川領につゞき、西の方は相模國鎌倉郡また多磨郡にも交はれり、すべてこの領中に屬する所三十五村に及べり、◎今井村 今井村は、郡の巽の方にあり、江戸日本橋より九里の行程なり、今は郷庄共に唱を失ふよしをいへど、昔土俗に小机百八郷と號して、すべて百八村あり、當村もその一なりと云、【小田原家人役帳】に、小机の内今井としるし、且其頃は當所十八貫五百文を谷泉が知行にして、これ小幡某が元知行なりしことをもしるせり、御入國の後、天正十九年有田九郎兵衛吉貞に、當村百二十六石九斗の地を賜へり、其時も尚小机領に屬せしよし、彼の家譜にいへり、今に至りてその子孫播磨守貞勝知行せり、又正保年中國圖改定ありし時の記録を閲するに、小物成は伊奈半十郎が御代官所へ收むとあり、されど今はそれらの事なし、村名の起りは、昔木曾義仲の家人、今井四郎兼平が住せし地なればなど云傳ふれど、證とすべきことなし、恐くは今井と云により、兼平が舊名なるをもて、かく附會せしにや、村の四境、東は橋樹郡神戸町及び佛向の二村にして、西より南へは保土谷宿、又相州鎌倉郡品野村に接し、北は郡

【小物成】(こものなり) 江戸時代、田畑に対する本年貢を本途物成というのに対して、

山年貢、野年貢、草年貢等の雜税をいう。  
小年貢。『広辞苑』

中市野澤、及び二俣川の二村なり、村内に新田の地入あり、それを通じて里數をはかるに、東西一里ばかり南北二十丁に及び、土地に高低あり、土性は白眞土なり、水田少くして陸田多し、用水のたよりあしく、天水をたゝへて耕す、故にやゝもすれば旱損を患ふと云、檢地は北條分國の頃、天文十一年にあらためあり、夫よりはるかの後、延寶二年四月、御代官野村彦太夫爲重と、地頭有田九郎兵衛吉貞と、たがひにたせしと云、村内に古鎌倉街道とて一條の道あり、此街道は北の方二俣川村より入て、巽の方にかゝること二十丁許にして、保土谷宿の内東海道往還に至る、其所を武相の界とす、高札場 村の巽の方鎌倉古道の内にあり、

小名

石谷左京山 村の西の端にあり、昔この地に石谷左京と云人住せし故に、かく名付と云、その人の事跡は詳ならず、

城山 村の北によりてあり、昔此地を知し人の砦などのありし跡なるにや、されど傳へを失へり、

大上小次郎山 村の西なり、これも地名の如く小次郎と云人の住し所なりと云、その事實は傳はらず、

下野 村の東なり、

狐谷 西の方なり、

向萩久保 これも西の方

塚下 村の南なり、

腰巻 村の南によれり、

太平 西の方なり、下並に同じ、

【旱損】(かんそん) ひでりによる田畑の損害  
 干害。『広辞苑』

【地頭】(じとう) 江戸時代、地方(じかた) 知

行を持つ幕府の旗本、私藩の給人(きゆうにん)の通称。小領主。また、一地域の領主の俗称。

『広辞苑』

小平山 丸山 新地 北の方なり、  
かうじ谷 これも北の方、下並しもに同じ、

大久保山 のぼり山 みたち山

星やと 城山のならびなり、

藤助谷 西の方なり、

坂下長右衛門山 北の方なり、これもかゝる人の住せし所

なるにや、詳じまひらなる傳へなし、

小次郎屋敷 これも北の方なり、大上小次郎が屋敷あとにや、

ゆうけい 坂南の方なり、

子神社 除地(一五〇坪)、村の中央なる丘上かみにあり、この所の鎮守なり、春日明

神を合祀ごうしす、二間四方の社にして、前に鳥居を建、ともに西向なり、石階せうか

六十間許りかほどにあり、勸請かんじゆの年代を傳へず、例祭は九月十一日なり、金

剛寺持、

金剛寺 除地(一九〇坪)、一段三畝、村の南にあり、古義眞言宗にて、久良岐郡太田村

東福寺末、長谷山と號す、開闢かいびやくの年代及び開山の名をつたへず、客殿六間四

方、本尊は彌陀の坐像、長二尺(約六〇厘)、

地藏堂 見捨地(二二〇坪)、七畝、村の中程にあり、二間半に四間の堂にて金剛寺の持

なり、爰こゝに安置する地藏は、木の立像にして長三尺四寸許なり、胎中たいちゆうに嘉慶

二年十一月三日と刻くしてあれば、古きものなることは論なけれど、大方の

木像なるべしとて、させる崇敬も加へざりしかど、近き頃修造せんとして、

佛工にみせしに運慶うんけいの作なりと云、しかのみならず胎中たいちゆうをさぐりみるに、

天正十三年に彩色さいしきを潤色じゆんしきせしとき(二五八五)の古書を得て、いよいよ其その由緒あること

をしりしとなり、其古記こきは今名主勇次郎がもとにひめ置たれば、寫うつして左に

のす、

【胎中】(たいちゆう) 胎内。はらごもり。

【彩色】(さいしき) いろどること。物に色を塗つて飾ること。また、そのいろどり。着色。

【潤色】(じゆんしき) 『広辞苑』

添えること。『広辞苑』

天正十三年乙酉卯月十一日

地蔵おさいしき申候事

檀那六濟之人衆、本願四郎左衛門主玉井寺、又  
さいしきちふ殿、又ハ今井之檀那中、願主敬白  
さうしうかまくら

おきの谷いまくら

玄説 花押

鳥山ちふ殿花押六濟之人衆

□太郎殿

□太郎殿

藤五郎殿

小たん殿

ふちま殿

源二郎殿

檀那清水主計助 花押

同内方

逆修

卅三回忌之臺俵入佛二入者也

并五十文口左也

天正十三年乙酉卯月十七日

玉井寺ろうは

うはこなり

此子善左也

五 甲供養二十五文

十三本塚

村の南の方保土ヶ谷宿の境ひにあり、十三本塚と呼ぶは、其數

十三ある故なり、大或は二間又は四間四方はかりのものもあり、この十三

塚の名は爰のみに非ず所々にあるなり、中古追善供養などの為に築きしもの

と見ゆ、

【逆修】(ぎやくしゆ) 生きているうちに、あら

はじめ死後の冥福を祈つて仏事を行なうこと。

舊蹟砦址 村の南、名主勇次郎がかまへの後にあり、わづかなる山にて、半

腹(天〇坪)に二畝ばかりの平地なり、土人これを木曾の家人今井四郎兼平が居し地なりと云、されど外に證とすべきことなし、近き頃此地を穿ちて、太刀の金具及び小皿八枚を得たり、金具は地頭のもとに收む、皿は名主勇次郎が家に持傳へり、其色青黒色にして唐草の模様あり、大三寸ばかり、さして古代のものとも見えず、又此地に古碑一墓たてり、嘉元二年五月と刻せり、是も誰人の碑と云ふことを傳へず、

舊家百姓勇次郎 清水を氏とす、今名主をつとむ、村内地藏堂に收る(五七二九)天正年中の古書に、清水主計助と記せしはそれが先祖の名なりといへば、まさしく舊家なるべけれど、それのみにて外に持傳へし記録もなければ、其詳なることをしらず、

◎今井新田 此新田の地は、もと本村にそひたる原野なり、かゝるたぐひの地、この邊所々にありしを、小高市右衛門と云もの、貞享四年(一六八七)に開墾し、事竣て元禄八年安藤對馬守重治檢地す、これより御料所となれり、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、すべての沿革は下の小高新田の條に出したればあはせみるべし、今も民家なくして本村持添の村也、

◎市野澤村 市野澤村は、郡の巽の方にあり、榛ヶ谷庄に屬せり、開墾の年代詳ならず、正保國圖改定の頃は、伊奈半十郎忠治が支配所なりとあり、されば御入國の時より御料地にして、後寶永四年二月木村作大夫重利に賜り、今に至りて其子孫七右衛門重勇が知行する所なり、江戸日本橋より十里の行程なり、家數五十五軒、西の方に居住せり、四境は、東の方橋樹郡佛向村にて、南は今井村のつゞきなり、西は二俣川に隣り、北は川島三段田の二村なり、東西は十丁、南北は十三丁餘、山谷ありて地平かならず、土性は黒土に砂交れり、用水に便あしくして天水

をたゝへて耕す故、水田は少なく陸田多し、やゝもすれば旱損を患ふと、  
檢地は元祿八年三月にて、其奉行は安藤對馬守重治なりと云、

高札場 村の東北にあり、

小名

馬場崎 村の東にあり、

上の原 これも東の方なり、

梶山 これも同じ邊下並に同じ、

じんでんかた澤山 石川山 くら澤山

三ツ又山 東南の方にあり、

くわんてう 西南の方にあり

らうば谷 おなじあたり、  
同邊なり、

中丸臺 にしの方、下並に同じ

小中丸谷 左近山 桐ヶ作谷

熊野社 見捨地、九畝、村の中央にて丘上にあり、村内の鎮守なり、勸請の  
年代を傳へず、弘法大師肉筆の六字名號を神體になぞらふ、本社の前に二間  
に三間の拜殿を設く、その前に鳥居をたつ、皆東に向へり、年々九月朔日を  
例祭とさだめ、村童をあつめて角力を興行す、是を風祭と號す、風災なから  
んことを祈る故なり、長見寺持

末社稻荷社 本社の左にあり、

稻荷社 年貢地、小名桐ヶ作谷にあり、これも丘上に社たてり、長見寺持

なり、下の神明も同じ、

神明社 見捨地 一段、小名かた澤山の丘上にたてり、

長見寺 除地、陸田二段三畝、山三段五畝、村の中央にあり、古義真言宗、

久良岐郡石川村寶生寺末、壹澤山と稱す、野口氏の人開基せしと云傳ふるの  
みにて、其年歴及び開山の僧詳ならず、本尊不動の坐像長五寸、客殿は六

間半に五間なり、

三坐相殿さんざそうでん祠ひら 客殿きやくでんに向て左ひだりにあり、稻荷いなぎ天神あまのつみ痘瘡神ぼうそうしん三坐さんざを祀まつれり、

地藏堂ぢざうだう 年貢地ねんこうち、熊野社くまのやしろの傍かたわらにあり、本尊ほんぞんは木の立像たてざうにて、長なが二尺にじゆく、堂だうの

大き二間に三間、長見寺ながみでらの持もちなり、

念佛塚ねんぶつづか 村むらの北きたにあり、**はたはり**二畝にあしはかりの塚づかなり、由來ゆらいを傳つたへず、

かねい塚づか 小名桐せななつぎケ作谷さくやにあり、二歩ふたはかりの塚づかなり、庚申塚こうしんづかならん、

野人やじんは庚申塚こうしんづかをかえ塚づかといえは、その誤あやりときこゆ、

◎今宿村いまじゆくむら 今宿村いまじゆくむらは、郡ぐんの南相模國なまがきの界さかいにあり、村名むらなのおこりは傳つたへず

と云いへど、隣村となりむら二俣川ふたまたがわの内に、本宿ほんじゆくと唱となふるあり、當村あたむらを今宿いまじゆくと云い時とき

は、此邊このあたりもとは宿驛しゆくえきにてもありしや、小名鑑せななみケ淵ふち及び鶴つるケ峰みねも二俣川ふたまたがわ

村むらの内うちなりしを、後あとに當村あたむらに屬ぞくせるといえは、元もとは二股川ふたまたがわの分郷ぶんこうなり

しも知しべからず、江戸えど日本橋にっぽんばしへは行程こうりゆう十里じゆりにあまれり、村内むらうちの廣狹ひろさちやうは、

東西とうざいへ凡およ二十丁にじゆじやう、南北なんぼく十一丁じゆいちじやうにあまれり、四境しきやう、東方ひがしのかたは川島村かわじまむらに接つし、

西にしは長津田ながつた・下川井しもがわいの二村ふたむらにして、南みなみは二俣川村ふたまたがわむらにおよび、北きたは白根

村むらにつゞけり、民家みや五十七軒いそぢちけん、すべて當村あたむら平地へいぢにして丘かみ少すくく、土性どしやうは

黒野土くろのち或あるは砂交まじれり、陸田はたけ多おほして水田みづた少すくし、又農隙のうげきあれば蠶かいこを養やしふて

餘業あまのわざとせり、村内むらうち八王子道やちぢみちと唱となふる一條いちじやうあり、西にしは下川井村しもがわいむらより入いり、

東ひがしは川島村かわじまむらに至いたる、村内むらうちを貫つらくこと二十丁にじゆじやうばかりにして、道幅みちのひろさ二間ふたな

り、又古いにしへの鎌倉道かまくらみちなりとてわづかなる徑みちあり、良よの方かたより字鶴あざケ峰みねを

へて、二俣川村ふたまたがわむらへ達たつす、されど今は往還おうかんと云いべくもあらず、形かたちのみ僅わずかに

存ぞんせり、北條家きたじやうけ分國ぶんこくの頃ころは、今宿いまじゆく十三貫じゆさん八百五十五文はちひゃくごじゆごもん岩本いわもと和泉わづかとあれば、

永祿えいりくの頃ころははや一村いちむらとなりて、和泉わづかが知行ちかちゆうせしこと知しべし、御入國ごにゅうこくの後のち、

正保しょうほうの頃ころはすべて美濃部みのべ文左衛門ぶんざゑもんが采地さいぢにして、たゞ小物成こものなりのみを伊奈

【**痘瘡神**】(ほうそうしん) 折れば痘瘡ぼうそうにかからなかつたり、軽くすんだりすると信じられ

た神。(痘瘡は天然痘の別称)『広辞苑』

【**はたはり**】物の横の広がり。幅(はば)。

【**農隙**】(のうげき) 農作業のあい間。農業のひま。『広辞苑』

【**采地**】(さいぢ) 領地。知行所。采邑(さいいゆう)。

『広辞苑』

半十郎忠治が御代官所へ納めしこと物にもみえたり、夫より御料は御代官の**遷替**ありて、今小野田三郎右衛門信利預り奉る所なり、美濃部文左衛門が采地は、元祿十六年收公せられて、其後白井平右衛門が知行に賜はりしが、これも平右衛門勝昌正徳四年罪あるにより、采地を召放され、又寶永四年二月、村内にて木村作太夫重利に食邑を賜はり、今も七右衛門重勇が知行なり、檢地は貞享元年十一月、地頭美濃部文左衛門糺せり、其の高十六石五斗餘の新田を開きて、御料所の持添となりしと云う、**秣場**若干の畝歩東の方にあり、

高札場二ヶ所 一は御料の持にして村の北にあり、

一は坤の方にありて私領の持なり、

小名

中村 村の中央にあり、

半四郎山 東の方を云、

腰巻 これも同じ邊を云、

鶴ヶ峰 上に同じ邊なり、此あたりに二町ばかりの坂あり、これを鶴ヶ峯坂とよべり、

中橋 西にあり、

福泉寺原 これも西よりにあり、古の寺跡なりといへり

上中澤 南にあり、

下中澤 同邊なり、

後谷 南の方を云、

かんのう山 村の北を云、以下三ヶ所も同所を云、

日向山 白根坂 日影谷 神なり谷 坤の方を云、

【遷替】(せんたい) 任期满ちて、他の、一般には上級の官職に転じること。『広辞苑』

のほとんどは入会地で、地域の住民が共同で使益した。『広辞苑』

【秣場】(まぐさば) まぐさを刈る草生地。そ

以下二ヶ所も同じ邊あたりにあり、

金ヶ谷 新林 高山下 巽たつみの方かたをいう、

矢畑 同所にあり、

川（附かたわれ）片破かたわれしどめ）村の南二俣川村の境さかひをながる、西の方長津田村及び

上下川井の三村より流れ出る悪水あくすい、當村にては用水の助たすけとせり、川幅二三間（四り五間）

ばかり、此川端は片破かたわれしどめとて、年々花葩半はなびらなかばづ、咲さけり、相傳あいつたふ昔名馬の

するすみのころきた、摺墨すりすみ此所に來り、かのしどめを踏ふしだきしにより、今に其形残れりと云、こ

の説はもとより取にたらざれど、花片の年々かくひらくことは奇と云べし、

土橋 二ヶ所、一は坤ひつじさるの方にあり、幅六尺長五間（約一八間）、これを中橋と云、一

は清來寺前にあり、これも同じ長さにして何れも自普請所なり、

稻荷社 除地じよち、一段許（二〇〇坪ばかり）、村の坤ひつじさるの方にあり、一丈餘（三三）の石階あまを登り社に至る、

社は二間に三間東向、前に木の鳥居を立、神體しんたいは長六寸ばかり、木の坐像ざざうな

り、勸請かんじようの年代知らず、例祭九月二十九日、村内藥王寺薬薬持もちなり、

神明社 見捨地みすてち、六畝、村の西にあり、これも社二間四方にて、南に向ふ、

前に木の鳥居をたつ、村の鎮守なり、これも勸請かんじようの年代 詳つまびらかならず、神體しんたいは

長八寸許ながさ約二四間の立像なり、九月十九日を以例祭とす、本立寺もちの持、

稻荷社 見捨地みすてち、三畝、村の北にあり、社は西向にして一間二尺に二間、

まへに木の鳥居を立、神體しんたいは女體にょたいにして白狐びやくこに乗り、長七八寸ばかり、これ

も本立寺もち持、

第六天社 見捨地みすてち、六畝、村の北にあり、當村の鎮守にして、神體しんたいは木の

立像長一尺許（約三〇間）、劔つるぎをたつさへたる状さまにて彩色さいしきの像なり、例祭六月六日、社

は三間四方にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、これ同じ寺の持もちなり、

清來寺 境内三（一）萬四千六百八十六坪、村の東にあり、淨土眞宗、西本願寺末、

鶴遊山と稱し、萬龜院と號す、本堂八間に七間半南に向ふ、本尊彌陀木みだの立

【しどめ】クサボケの別名。

【摺墨】（するすみ）梶原景季が源頼朝から賜つ

た名馬の名。寿永三年佐々木高綱の生（いけ

ずき）との宇治川先の陣争いで有名、『広辞苑』

【踏みしだく】踏んで荒らす。踏みにじる。踏

み散らす。『広辞苑』

像長二尺五寸五分(約七五)、當寺は古へ天台宗にて、相州愛甲郡厚木村にあり、其頃  
は近江國大津園城寺末にて、天台宗なり、安貞元年(一一二七)宗祖親鸞東國巡行の折、  
歸衣きえのあまり改宗して弟子となれり、開山法運律師、建治元年七月二十四日(一一七五)  
に寂すと云、法運は中興の開山なるべし、慶安二年(一六四九)高十石の寺領をたまふ、  
鐘樓 客殿の向て左りにあり、二間に一間半、鐘は天明四年に鑄しものに  
して、徑二尺五寸ばかり、(約七五)

本立寺 除地、四畝二歩(二二坪)、村の北にあり、日蓮宗、荏原郡池上本門寺末、感  
應山と號す、本堂七間に七間南向なり、本尊三寶を安す、當寺は昔荏原郡峰  
村にあり、此地へ引移せし由來は、もとの地頭白井平右衛門と云もの罪ある  
により、正徳四年其家祿沒收せられしとき、里正武左衛門地頭の遺託をう  
け、先祖菩提のために願望をおこし、享保三年(一七二九)當寺を峯村より移せりと云、  
中興開基は本山二十五世日顯隱居の後こゝに住し、寶曆三年(一七五三)に寂せり、  
藥王寺 除地、一段(三〇〇坪)、村の西にあり、禪宗、曹洞派、下川井村福泉寺末、

東光山と號す、客殿六間に四間南に向ふ、本尊藥師木の坐像長一尺餘、  
勸請開山を北潭と云、其寂年を傳へず、貞和三年(一一三三)の古碑一基境内にあり、  
首塚 字鶴ヶ峰にあり、わづか一坪ばかりのところなり、  
六塚 同じ邊にあり、由來を傳へず、

駕籠塚 東北の隅にあり、

舊趾矢筥ヶ淵 村の東界ひ鶴ヶ峯にあり、古へ畠山次郎重忠此地にて討死の  
とき、此處へ矢筥二筋を立おきしが、その竹自然と根を生じ、年々二本つゝ  
生せしにより、この名おこれりと云、其竹近き頃迄もありしが、今は絶たりと、  
鎧ヶ淵 これも矢筥ヶ淵のつゝきにあり、

屏風ヶ淵 これも同じ邊にあり、由來はつたへざれど、其さま屏風を立た  
るが如くなる故に名付しならん、

◎鶴ヶ峰新田 今宿村枝郷（たせじゆう） 鶴ヶ峰新田は、今井新田と同時の開墾（かいてん）なり、鶴峯と云地名は、古き事とみへて、【東鑑】にも載（の）たり、事は二股川村古戦場の條（くだけり）に出せり、こゝも民家なくして本村の持添（もちぞえ）なり、其餘（そのよ）は同じければ略せり、

◎白根村 白根村は、郡の南の方（かた）によりてあり、こゝも昔は小机百八郷の一にて、小机領と唱（とな）へしよし土人（どじん）はいへど、今は神奈川領に屬せり、江戸日本橋への行程ほど前に同じ、民家すべて五十五軒、村の四境（しきよう）、東は菅田村に接し、南は今宿村に界（まが）ひ、西は川井村にて、北は寺山村につゞけり、廣狭（ひろくさ）は、東西へ一里餘（約四里）、南北へは十五町ばかり、村内高低ありて土性は野土（のつち）或は灰土（かいど）なり、檢地（けんち）は古きことは傳（つた）へず、元祿八年安藤對馬守重治新田を檢地せしことのみ云傳（いひつた）へり、小田原北條家分國の頃は、遠山左衛門白根の内にて、三百四十一貫文、此外二百貫文（約一、六里）より（より）こ（こ）きゅう（きゅう）給（くた）に下し、此内（このうち）二百五十貫文知行役錢（やくせに）を出して、九十一貫文は役を免（ゆる）さるゝよし、かの役帳（やくちやう）にのせたり、御入國の後は御料私領打交（ごりようしりやううちまじわ）れり、地頭藤川十右衛門へ賜（たま）はりしは、天正十八年九月十二日なり、御料の方は御代官替（か）わることがわる支配して、今は小野田三郎右衛門信利あずかり奉りぬ、村内古街道と唱（となう）るもの一條あり、北の方寺山村より入、中央を経て今宿村に達す、長（なが）き（二、一里）ばかり、古の鎌倉道と云、また一條は、村の東菅田村より入（いり）、南の方今宿村へ通ず、これ神奈川宿への道にして、東南の方を斜（なまめ）に通（と）せり、又一條は北の方によりてあり、これ相州中原道なりと云、

【寄子・寄親】（よりこ・よりおや）主従関係などを仮の親子関係に擬して結び、その主君を寄親、従者を寄子と称する。戦国時代には戦国大名が有力な武将を寄親とし、地侍級の下級

家臣を寄子として軍事組織を編成した。近世には一般の雇用関係においても、奉公人を寄子とし、その身元引受人を寄親とした。『広辞苑』

高札場一ヶ所 村の中央にあり、

### 小名

鬢手洗池 東の方にあり、相傳ふ右大將源頼朝、奥州征伐の時當村に至り、此池にて鬢をそゝがれしにより此名ありと、村内鎌倉古街道、とかく定かなることは知べからず、この池の水をとりて、童子の頭にそゝげば、禿瘡(シラクモ)の病なしと云つたへり、以下の七ヶ所も東の方にあり、

木たご山 中島 不動谷 茶の木畑 荏田

鍛冶久保 六方畑

籠場 村の西にあり

田淵 藤原 後谷 とうじ谷 下の原 隼人屋敷 耳取

松葉 三谷 上郎下 以上の十ヶ所北の方にあり、

金草澤 良の方を云、

鳴越 村の巽の方なり、

寺屋敷 同じ邊なり、

長久保 南をいへり、

うらが下 これも同所を云、

かり場 東の方にあり、

おつたて 同じ邊なり、

皮籠塚 (ヒロウレイ)

島川 南の方今宿村より入、村内へかゝること長十丁許を経て、東の方川嶋

村へ達す、川幅凡六間

溜井二ヶ所 村の西北の間にあり、一は小名大池と云所にあり、一町ばかり、

一は小名小池と云、潤四段八畝二十八歩、二條ともに下流帷子川へ合せり、

【鬢】(びん)頭の左右側面の髪。耳ぎわの髪。

稻荷社 除地、五歩、村の東の方にあり、  
稻荷社 除地、三段、村の西の方にあり、上屋一間半四方、異向なり、鳥居をたつ、

正圓寺 除地、七段五畝、村の中央にあり、淨土眞宗、京都西本願寺の末、三谷山と號す、當寺古は眞言宗なり、其頃佛光寺末にて、池流山眞福寺と號せしに、寶永四年故あつて改め、今の宗となれり、開山は西傳、慶長元年十月十九日寂す、開基は地頭藤川甚兵衛が先祖十右衛門なり、寛永四年十二月十三日卒せり、改宗せし時の僧の名は傳へず、本尊彌陀立像にて長一尺八寸なるを安す、客殿五間四方坤向なり、

兒宮 境内異の方にあり、藥師を勧請す、弘法大師作と云、長一尺許の立像なり、今は祠破壊して客殿に置、兒宮と唱ふる濫觴は傳へず、

不動堂 除地、一畝、村の東山上にあり、拜殿造りそへにて三間半四方異向、白瀧山の額を扁す、不動は坐像長一寸七分、弘法大師作と云り、縁起に云、源義家此不動を常に信仰し、天喜年中貞任宗任誅伐の時、甲の内

へ納め置て向はれしに、果して勝利あり、よりにて康平六年權五郎景政に命じて、伽藍を此所に造立し、彼尊像を安置す、其後頼朝治承四年義兵を擧し時、當村を過り賜ひ、昔の佳例を思ひ出で、當所の内鬢手洗池にて身を

清め、此不動尊に祈誓あり、建久二年に至り、堂宇を再び造營せり、其後正慶の頃、北條高時を攻んとて、新田義貞發向の砌、此邊の佛閣悉く

兵火に罹りて烏有となれり、元祿七年九月二十二日の事なりしが、祠を造立せんとせしに、此地中より本尊と同體の尊像出現せり、二軀ともに古佛なれば、其一體必昔の本尊なるべけれど、いづれをもて其像とせんや、今よりは

知べからず、二軀ともに山上の堂に安す、石階を登ることまづ二十三級をへて、又上に十七級あり、そこより六十級をのぼり堂の前に至る、山下に鳥居を立り、

前不動堂 本堂の山下にあり、坤向なり、此處より、尊像を掘出せし故、僅の堂をしるしにたてりと云、

【誅伐】(ちゆうばつ) 罪ある者を攻め討つこと。

瀧 二カ所ともに境内にあり、一は堂むかいに向けて左の方にあり、一は本堂かたに向  
ひて右にあり、

岩穴 石階せつかいに向けて左りの方なり、入口六尺四方ばかり、深さも六間程、  
内に石の不動おくを置、

別当明王院 浄土宗、橘樹郡小机村泉谷寺末、白瀧山成願寺と號しょうす、客殿

五間に二間半、開山開基等を詳にせず、

◎川島村 川島村は、郡の南かたの方にあり、御厨郷榛ヶ谷庄はんがやしょうに屬せり、家

數百四軒、村内に散住さんじゆうす、東より南は上屋川村、及び橘樹郡坂本・佛向  
の二村なり、西の方は市ノ澤いちのさわ・三段田さんたんた・二俣川・白根の四村にて、北

は新井新田・上菅田・上屋川の三村とに隣となれり、東西二十一町半、南北  
十一丁半(約二二町)なり、村内すべて高低あり、土性は黒眞土まぢ・黒野土のづち・赤土砂土等さど

まじわれり、水田少しくして陸田多し、水旱共に患うれあり、秣場まさはは字猪ノ山  
にあり、これは當村及上屋川村入會いりあいの地なり、段數十二町七段一畝十三

歩、又百姓抱かかの卅九町八段四畝十四歩所々に散在さんざいせり、村の北の方に一  
條の往來おうらいかゝり、これを八王子道とよぶ、東の方上屋川村より入、村

をふる(約三三〇町)こと三丁ばかりにして又上屋川村にかゝり、それより又村内に入  
て、五丁(約五〇町)ばかりゆきて白根村に達せり、北條氏分國の頃は、中田加賀守

及び山川清九郎の二人領しらせりと云、加賀守が子孫は今村内にも遣のこれり、  
しかのみならず【小田原役帳】にも加賀守が知行當所十一貫五百五十文

のよしをのす、山川が事實は記録にも所見なし、たゞ當所にいひ傳ふる  
のみ、御入國の後は、山本平九郎にたまわりしと云、山本家譜かぶを閱けみるに、

平九郎は寛文六年(一六六六)に没せし人なれば、其賜りしも慶長けいちょう以來の事なるべ  
し、すでに寛永十九年十月十六日に、三百石の地をたまはりしと云とき

【入會】(いりあい) 一定地域の住民が特定の 漁場に入り、共同利益(木材・薪炭・まぐさ  
権利をもつて一定の範圍の森林・原野または などの採取)すること。『広辞苑』

は、此ころ初て當所を賜はりしなるべし、その孫千之助げんちゆう元禄三年三月五日天死せしにより、**采地**も**收公**せられて、大岡喜右衛門が御代官所となれり、いくほどなくおなじ同（一七〇二）十五年、謙光院法印太田某に賜はりしより、子孫につたへて知行せしが、曾孫道壽罪ありて、延享四年十一月六日遠流せられしにより、ふたゝび收公せられ、齋藤喜六郎が支配所となれり、其後代官の遷替は寛延二年小川新右衛門、ついで辻六郎左衛門かはる、寶曆三年岩手伊右衛門、同七年志村六郎多宮師智、同九年辻源九郎、明和四年布施孫市郎、同年秋より池田喜八郎、同九年久保田十左衛門正邦、安永六年飯塚伊兵衛英長、天明五年同常之丞、同八年江川太郎左衛門、寛政二年伊奈右近將監忠宥、同四年菅沼安十郎定昌、文化元年伊奈友之助忠富、中村八大夫知剛、同三年ふたゝび伊奈友之助忠富、同十年小野田三郎右衛門信利かはりてより、今に至れり、下の小高新田も同じ、この餘隨流院領三石あり、檢地は寛永二十一年伊奈半十郎忠治たゞせり、其後は元禄十四年に至り、古川武兵衛・江川太郎左衛門承はれり、

高札場 村の東の方にあり、

小名

- 馬場崎 村の東なり、中田加賀守が馬を乗りし所なりと云
- 大山坂臺台 これも東の方なり、
- 前耕地 中央なり、
- 牛びり 南の方、下並に同じ、
- りやうけだい 大原道 二の澤 倉澤臺 南丸
- 狸久保 西の方、下並に同じ、

【**采地**】(さいち)領地。知行所。采邑(さいゆう)。  
『広辞苑』

【**收公**】(しゆこう)領地などを官府が取りあげること。『広辞苑』

塚ノ下 逆田 中田原 みやうぎた 稻荷山臺 寺田袋  
後川島 北の方、下同じ、 金草澤谷 猪子山

帷子川 村の坤(ひしひま)の方二股川村より入、村の中ほどより上屋川村の境にそひてなかるゝこと、すべて二十三丁ばかりにして同村に達す、川幅五間(約九四)より七間(約三四)までなり、

板橋 村の東によりてあり、帷子川に架す、長六間幅四尺(約一三三)、隨流院領の内にて、則寺の門前なり、故に寺より修理すと云、

堰(せき) 帷子川にあり、その所は上屋川村の内なり、こゝより水を引て村内所々の水田(た)にそゞり、又竹下川・桐木谷川・逆田川・猪子山谷川等の細流あり、これも此邊の用水にもちゆと云、其餘の水は帷子川へ合せり、又天水(てんすい)をたゝへて濺ぐ所もあり、

溜井(たらい)二ヶ所 村の東北の間にあり、二ヶ所を合せて一段三畝六歩あり、これも所々の水田(た)にそゞり、

杉山社 除地、一段六畝三歩、村の中程の丘上にあり、村内の鎮守なり、勸請の年代をしらず、本地佛は不動の立像にて、長一尺(約三〇)、本社三間四方、拜殿は一間四方にて、前に石鳥居をたつ、共に東に向へり、例祭年々九月十二日、橋樹郡保土ヶ谷宿圓福寺持、

八幡社 除地、二十五歩(二五坪)、村の東北の方にあり、小社にて勸請の年代を傳へず、村民の持なり、下同じ、

神明社 除地、二十一歩(二一坪)、村の東にあり、  
神明社 除地、四畝十六歩(二六坪)、村の東北にあり、社側に觀音堂跡あり、  
この堂地を合て除地前の數となる、

稻荷社 除地、二十五歩(二五坪)、村の西にあり、  
稻荷社 除地、二十一歩(二一坪)、村の西南にあり、  
稻荷社 除地、四畝十八歩(二八坪)、村の東南にあり、  
石神社 除地、十九歩(一九坪)、村の北にあり、

【溜井】(たらい) 灌溉用水を溜めておく場所。

随流院ずいりゅういん

境内一萬八千九百七十二坪、村の東にあり、慶安元年十月二十四日、

境内觀音堂領三石餘の御朱印を賜へり、當寺は嘉吉元年の草創にして、其頃

は觀音寺と號したれど、わづかなる庵室のさまなりしといふ、開基榮叟は

享祿二年十月九日化す、遙の後僧宗茂が住せしときより一寺となりしとぞ、

このときより今の如くに改めしなるべし、宗茂は延寶七年二月十五日寂せ

り、今これを開山とせり、曹洞宗にて、橘樹郡小机村雲松院の末寺にて、川

嶋山と號す、客殿九間に六間半、本尊釋迦の坐像長一尺、

觀音堂 客殿の左にあり、二間四方、本尊觀音は弘法大師の作にして、則

昔の本尊なり、相殿に金毘羅を祭れり、

鐘樓 客殿の右にあり、八尺四方、鐘經二尺ばかり、文化七年再興の銘文

あり、

正觀寺 除地、六畝十八歩、村の東北の隅にあり、曹洞宗、これも雲松院末、

補陀山と號す、本尊觀音を客殿に安す、客殿は六間に四間東向なり、立像にし

て長二寸ばかり弘法大師の作なりと云、當寺はもとの名主中田藤左衛門と云も

の、僧珠牛を開山として建立する所なり、珠牛は元禄元年九月十七日寂せり、

觀音堂 客殿の右にたてり、三間半に三間の堂にて、本尊正觀音は坐像に

て長一尺、堂の側に建武元年の碑あり、

神明祠 堂の左にあり、この祠に一畝十六歩の除地を附せり、

松月庵 見捨地、四畝二十一歩、村の南によりてあり、四間に二間の堂に

て西向なり、此堂は元禄七年僧萬機といへるが建立せしよし、本尊彌陀、坐

像にして長一尺四五寸ばかり、隨流院の持、

禪道庵 年貢地、十二歩、村の西によりてあり、これも隨流院の持なり、

開基宗伯享保六年建立せり、五間に四間東向なり、本尊釋迦の坐像長

一尺餘、

舊家者百姓藤左衛門 此所の村正にて中田を氏とす、先祖加賀守は北條氏

の家人にして、その祿今の石高をもていはゞ、三萬石ほどを受しものなり

【享祿二年】 原文では享保二年と誤記。『編者』

【村正】 (そんせい) 村長。里正。

と云、此邊このあたりより稻毛等をすべて郡代ぐんだいせしよしを云傳いひつたへり、【北條家人役帳】を按あはるに、中田加賀守が名をのせて、小机の内川嶋及び矢上の内、十五貫四百二十文を領しりせしよしをのす、天正十八年小田原没落の時、加賀守は己が采邑さいいゆう矢上村へ落來り、同年没ぼつせしにより、同所保福寺へ葬ほうむれり、その子藤左衛門は後に當村へ移れり、其ころ父加賀守が遺骨を分ちて持來り、正觀寺を建てその塚を築きしなり、其石碑境内に存せり、大猷院たいぎういん殿の御時おのおんとき、正しき由緒ある浪人百姓等の系圖をさゞぐべきよし、命めいありし頃、藤左衛門が系圖をも奉たてまつりしかば、やがて長男をば召出されて、知行五百石を賜はり、屋敷をば江戸神田於玉ヶ池にてたまひしとなり、されど其年月等詳つまびらかならず、後に嗣ついでぐなくして家絶しと云、今の藤左衛門は、はじめ先祖の御家人に加へられしとき、名跡みやうせきとして次男某を此所へ殘し置ける、その子孫なりとぞ、

◎三段田村 三段田村は、郡の南の方かたにあり、古は川島村の内なりしが、正徳五年十二月、今の地頭安藤八郎左衛門定名が先祖、志摩守定知へ賜たまはりしとき、分郷ぶんかうとなりしよし、里人さとびとはいひ傳つたふ、されど正保年中改定國圖かいていのこくず已すでに、別わかに一村にして、伊奈半十郎忠治が支給所よじしろなりし由記よじしたれば、其頃すに已すでに分村ありしことしらる。家數十一軒、村の西北に軒をつらぬ、東は小高新田につゞき、西は二俣川村にて、南は市の澤村さわむらなり、北はすなわち川島村なり、東西四丁ばかり、南北六丁(約六〇町)ほど、土性高低相半あいかまして、すべていへば不平ふひらの地なり、土性は黒野土くろのちへな交まじりにして、陸田少く水田多し、されど用水便たよりあしくして、わづかに清水を引用えいようゆれば、まゝ早損かんそんの患うれいあり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治たゞせり、

高札場 字中原あざ通りにあり、

【采邑】(さいいゆう)領地。知行所『広辞苑』

【大猷院】(たいいゆういん)徳川家光の諡号(し)

(こつ)。『広辞苑』

【へな】ねばりけのある泥土。ねんど。はに。

小名

長谷 西南の方にあり、

中丸 南の方にあり、

向ひ原 東の方にあり、

橋戸通 これも同じ邊なり、

三つ谷 北の方なり、

山王社 見捨地、一畝、字向原にあり、其地丘上にて松樹繁茂せり、鎮座の

年代を詳にせず、社前に木の鳥居をたつ、村持なり、

稻荷社 除地、一畝五歩、村の中程にてこれも丘上なり、村の鎮守とす、

鎮座の年代をしらず、社前に木の鳥居をたつ、例祭は年々九月十二日、村持、

西岸寺 除地、四畝八歩、村の西にあり、浄土宗、二俣川村淨性院の末、南

名山覺法院と號す、開山秀芳寂年詳ならず、本尊彌陀坐像にして、長

四尺五寸餘、良辨僧都の作なり、其他薬師の像あり、長一尺五寸、客殿三

間四間南向なり、

◎小高新田 小高新田は、貞享四年小高市右衛門と云もの、開墾する所

にして、その村は三段田村と今井村との間に接せり、當郡はすべて山にそ

ひたる所なり、されど昔は其間に原野空閑の地も多きにより、かの市右衛

門新墾のことを企しと云、其地は川井・二股川・今宿・白根・今井・市野

澤等の六ヶ村に散在せる原野と、久良岐郡戸部村の秣場の飛地とをあわせ

て開墾し、己が家號をもて小高新田と名づけたり、かの數村の空地をあつ

めたるものなれば、其地所々に散在して、四方の界域もさたかに辨すべか

らず、たゞ村落をなす所前文に云ごとく、三段田と今井との間の地にして、

もと久良岐郡戸部村の飛地なり、市右衛門が子孫は世々名主をつとめ、

今も彌市と號して此地に住せり、家數四十八軒、土地高低多くしてすべ

て陸田なり、土性は黒野土なり、元禄八年安藤對馬守檢地なり、この

〔空閑〕(くうかん) 未開墾の荒地。利用しないで、あけてある土地。空地。『広辞苑』

餘芝野六十丁散在して、所々にあり、昔百姓の持なり、  
高札場 村の東の方市野澤村のつゞきにあり、

小名

中丸 東によりてあり、

小中丸 中丸につゞきし地なり、

千段丸 これも同つゞきなり、

鹿子谷 南の方なり、

狐谷 これも南の方なり、

星谷 同じ邊にあり、

うばやしき 西の方、二俣川の内にある飛地なり、

中尾 西の方なり、

ろう馬 これも同邊なり、

大久保 西の方を云、

御殿丸 これも同じ邊なり、

後谷 (ウシロヤツ) 西北のかたなり、

赤坂 北のかたなり

神明社 年貢地、村の鎮守なり、名主彌市がかまへの内にあり、

六塚 北の方、今宿村に接せし所にあり、その數六ある故かくよべり、いづれも二坪ばかりの小冢なり、來由詳ならず、

◎岡津新田 岡津新田も、貞享四年の開墾なり、この地もと相州鎌倉郡岡津村、及び郡中二俣川村との境なる原野なりしを、新墾の企ありしとき、岡津村の百姓等をかり集て鬪きしにより、村名には岡津をもて稱すれども、小高市右衛門が企によれば、今も二俣川村より持添の地にして、貢税等は小高新田の名主役の進退によれりと云、もとより民家はなくすべて陸田なり、檢地等のこと皆小高新田に同じ、

## 新編武藏風土記稿卷之八十二終

【貢税】(こうぜい) 物品で納める税。『広辞苑』

## 新編武藏風土記稿卷之八十三

### 都筑郡之三 神奈川領

◎二俣川村 二俣川村は、郡の南にあり、この地名は【東鑑】などにものせて、ふるくよりもきこえたり、土人の傳へに、隣村長津田・川井の二村より湧出する二條の小川あり、その川、村の東方にて合し一條となる所、又をなすによりとなへはじめしなりと、古は御厨郷榛谷庄みくりやうごはんがやしょうに屬せしと云、又初は小机領に屬せしが後に神奈川領に改まりしとぞ、江戸日本橋より行程十里約四〇里にあまれり、家數百五十二軒、村の四隣は、東の方川島・市野澤の二村につゞき、南は今井村および相州鎌倉郡奈瀬岡津おかつの二村に接し、西も同國阿久和村と當郡上下川井村とにて、郡中の大村にして且山谷の間なれば、そのさま他村には似ず、村民の住する所すべて四區にわかれて村落をなす、榛谷・膳部谷・本宿・二又川等の地名あり、かく區々に別れ、且小高新田の地南の方に錯りたれば、疆界きまじりことごとく辨すべからず、水田少くして陸田多し、土性は黒野土に砂交れり、水旱ともに患あり、村内に一條の往還あり、神奈川宿より相州へ達する道あり、東の方川島村より入、村内を過る事三十丁餘にして、西の方川井・今宿二村の間に達す、道幅三四間（五・七間）、此道の半より、南の方相州奈瀬村へ達する捷徑あり、又古の鎌倉道といへる所あり、北の方より東の方川島堀に達す、此道を長堀通或は長堀臺とも云、今宿村より相州奈瀬村へ達す、此道今も戸塚の内、吉田橋の邊まで通せり、長さ二十丁ばかり、道幅二間餘（約三・六間）、猶下にのする古戦場の條とあはせてみる

【捷徑】（ししょうけい）早道。近道。

べし、當村小田原北條分國の比は、岩本和泉が知行十一貫五百五十文のよし、役帳にのす、又土人の話に、古は桑原右近と云もの知行せしことありしと云、御入國の後は彦坂小刑部が支配所なり、慶長六年村内を割て宅間治部少輔規富に賜りてより、今その子孫與右衛門知行せり、この餘よ天正十九年渡邊孫三郎勝、元和二年十月稻富宮内重次二人に賜へり、これより今その子孫稻富内記直賢、渡邊榮之助某等が知る所なり、餘はすべて昔より御代官所にして、伊奈半十郎忠治小刑部について支配し、その子孫までも預り奉りしが、正徳四年に至り、新田をましまして新見某に賜り、同五年に安藤志摩守定知に賜り、今子孫安藤八郎右衛門定名、新見七右衛門等知行せり、されば御料の地わづかに残り、今は大貫次右衛門光豊支配せり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治奉行してたゞせり、この餘宅間與右衛門が知行は、延寶七年に檢地せしこともありしといふ、高札場四ヶ所 一は字本宿の内板橋にあり、村の南にあたり、一は東の方字膳部谷の内にあり、一は字榛ヶ谷の内にあり、これも東の方なり、一は字二又川の内にあり、これもまたその東の方なり、小名 當村は頗る廣くして、すべて四區にわかれたれば、小名と云もの他の一村のごとし、ゆへに小名の内に字ありて各別に一區をなせり、

◎本宿 村の東南の方なり、この地のつゞきなる隣村を今宿と云、恐らくはこの本宿は昔の驛場などにて、今宿ももとは二又川の内なりしが、一旦かの驛場を移せしことあるにや、天正十九年渡邊孫三郎勝に賜りしより、今にその子孫渡邊榮之丞が知行なり、

字 長堀臺 東の方、

小田 南の方

【驛場】(うまやば) 律令制時代に驛(うまや)の建物があった場所。『広辞苑』

宮澤 西の方なり、

内田 百姓惣右衛門が先祖、内田左近がかゝへし地なる

ゆへこの名おこれり、村の北の方なり、

◎膳部谷 ぜんぶがや 村の西南より東の方へかけてかく云、元祿年中改定の國圖に

は、一俣川村の内膳部谷とあり、其以前より分れし、小名なることしるべし、

慶長六年宅間治部少輔規富此地を賜りしより、今にその子孫與右衛門知行

せり、

字 榛ノ木 はんのき 北の方なり、

淨満谷 じやまみち 東の方なり、

彌八郎場 ややちろうば 北の方なり、

◎榛ヶ谷 はんがや 村の中央より南のかたへかけての小名なり、按に當郡及び

橘樹郡へかけて榛ヶ谷と云庄名あり、これ當所の地名より起こりし唱

なるべし、元和二年十月稻富宮内重次に賜はりてより、今その子孫内

記直賢知行せり、

字 どうまん谷 どうまんだ 文字詳ならずと云、おもうに他の地名

に道満と呼ぶ所まゝあり、これも道満とまくべき歟、

南の方にある地なり、

萬騎内 まんきうち 又まきの原とも呼べり、中央よりすこしく南に

よりたる所なり、

横谷 よこや 西の方なり、

堂の前 だうのまへ 中央にて長昌寺の門前なり、

◎二又川 ふたまたがわ 村の北の方なり、この地村名のおこりし地なるにや、

正徳四年新見某にたまはり、子孫七右衛門知行せり、

字 北中尾 きたなかつ 西の方なり、

南中尾 これもおなじあたり、

又口 小名又口より南なり、

打越 北によりたる所なり、

野中 東の方なり、

柏谷 南の隅なり、

四方坂 中央の高き所なり、相州道の中ほどにあたれり

四方坂 村の中央にて二又川の内なり、この坂の上高峻こうしゅんの地にして、四方を見渡し、眺望いと佳かなる所なり

おかん坂 村の東本宿の内にあり、土人の話に、鎌倉將軍時代當所遊獵ゆうりやうのとき、

將軍家の乗輿じょうりよをたてし所なる故、おかこ坂といひしを、語路ごろの便宜にしたが

ひてかく唱となへたりと云へり、うけがたき説なり、

二俣川 ふたまたがわ 水源は二流にて、一は西より南の方、字榛ノ木はんのみきといえる所の山間やまあいよ

り出て、東流す、又一流は南の方の谷より出、村の中央にて二流あいて一流

となり、東の方川嶋村へ達す、村内へかゝること一里ばかり、川幅三間ほど、

末流は帷子川なり、

鰯池いしりけ 今井村の界かぎにあり、わづかなる池なり、

板橋 無名の橋なり、東の方二俣川に架す、長五間幅八尺、(約九咫) (約三四咫)

溜井 村の南本宿の内にあり、大き五百坪ばかり、その邊の用水なり、榛ヶ

谷膳部二又川等の地は、すべて天水をたゞへて耕種こうしゆせり、

神明社 除地じよち、五畝(一五〇坪)、本宿の内字幸田谷あきにあり、その邊の鎮守なり、勸請かんじゆの年

代を傳へず、二間に三間の社にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、社地すこ

しく高き所にて、古松一株たてり、例祭は九月二十日なり、一ノ澤村長見寺持

山王社 除地(一五〇坪)、榛ヶ谷の内北かたの方にて、これもわづかに高き所なり、そ

の所の鎮守とす、社は二間に三間、異向にて前に木の鳥居をたつ、石階せつかいそこば

【遊獵】(ゆうりやう) 獵をして遊ぶこと。

【乗輿】(じょうりよ) 天子の乗る乗物。天子の

車馬。『広辞苑』

【耕種】(こうしゆ) 田畑をたがやし、種や苗を植えること。田畑をたがやし作物を作るこ

と。『広辞苑』

くあり、社地は松樹雜木等繁茂して森々たり、例祭年々九月十四日、長昌寺持、  
 神明社 除地、一段、村の良の下膳部の内にあり、寛永十九年宅間三十郎  
 檀那として、造立せし棟札あり、この時より鎮守なるにや、村内字二又川及  
 び今宿村等の惣鎮守なり、社は二間に三間、巽向なり、例祭九月十一日、村持、  
 神明社 除地、五畝、二又川の内字又口にあり、鎮座の年代をしらず、村持、  
 稻荷社 除地、一畝、字四方坂にあり、わづかなる祠なり、  
 神明社 除地、一段、上膳部の東の方、上膳部の東の方、妙蓮寺の左にあり、  
 寛永十二年宅間伊織造立の棟札あり、社前に木の鳥居をたつ、村持、

末社稻荷社 本社の左にあり、

淨性院 本宿の内中央より北によりてあり、免除地、二斗五升の地を領して、  
 境内もその内なり、淨土宗にて、古は京都知恩院の末寺なりしが、いつの比  
 か相州鎌倉光明寺の末に屬せり、源圓山と號す、起立の來由を尋ぬるに、昔  
 此所の地頭渡邊富次が、この地を巡行せしとき、長安寺といへる廢寺あり  
 しにより、そのあとへつきて再興し、あらためて淨性院と號せり、長安寺の  
 ことは、宗旨及び開闢のことに至るまで都て傳はらず、富次が父孫三郎勝、  
 天正十九年當所を賜はりしと云ときは、再興の年代も推してしるべし、本堂七  
 間に六間東向なり、本尊彌陀、木の坐像長二尺八寸ばかり、恵心の作なりと  
 云、開山の僧はその名をつたへず、

鐘樓 本堂に向て左にあり、七尺四方、鐘は天明八年に造りしものなり、

地藏堂 本堂の東なる丘の下にあり、三間半四方、地藏は木の立像にて長  
 二尺五寸ばかり、この堂を長安寺と號するは、もとの廢寺の號を存するなり  
 と云、おもふにこの地藏は、昔の本尊などにてやありけん、

長昌寺 除地、二千八百坪、榛ヶ谷の内にて北に寄たる所にあり、曹洞宗、  
 相州愛甲郡飯山村金剛寺末、永谷山と號す本堂七間に五間南向なり、本尊  
 釋迦木の坐像長一尺八寸ばかり、脇土二體各八寸ばかり、本山第六世柳顔  
 開闢せり、柳顔は寛文三年九月二十三日、七十歳にして寂せりといふ、

【開闢】(かいびやく) 1 天地の開けはじめ。

世界のはじめ。2 開山。また一般に、物事の

はじめ。『広辞苑』

白山社 門をへて左にあり、小社なり、

妙蓮寺 除地、一段四畝廿歩(五〇坪)、上膳部の東にあり、法華宗、豊嶋郡雜司谷村

法明寺末、松久山と號す、本山第十二世日曉が起立きりゅうする所なりと云、日曉は

萬治二年四月八日寂じやくせり、開基は宅間織部忠次なりと云、寛永五年(一六八八)草創そうそうのよ

し棟札むなだにしるせり、客殿七間半に本尊三寶さんぼうを安あんす、

祖師堂 客殿の左にあり、三間四方、

鬼子母神堂 客殿の後ろにあり、九尺四方、

三佛寺 除地、二段(六〇坪)、村の中央よりすこしく北に當りてあり、下膳部の北なり、

淨土宗、瀧山大善寺末、峯鶴山則相院と號す、開基は地頭宅間治部少輔親富

と云、元和七年正月十六日卒しゅつせり、開山は口譽檀察と云、寛永七年四月五日

卒しゅつせり、客殿八間に六間翼たみに向へり、本尊は三尊の彌陀みだ、木の立像長二尺(約〇四)は

かり、其餘立像の地藏これも長三尺餘(約九〇四)なり、いづれも聖德太子の作らせ

給ふ像なりと云、

鐘樓 客殿に向て右にあり、九尺四方なり、鐘は寶曆十一年(一七六一)に鑄いしものなり、

觀音堂 客殿に向て左の方にあり、三間四方、觀音は木の立像にて、長

一尺(約〇〇四)、これも聖德太子の作りたまひしものなりと云傳いひつたふ、

舊跡古戰場甲 鶴ヶ峰あたの邊ちをいへり、元久二年畠山次郎重忠、鎌倉より討手北

條相模守と合戦して、討死うちじせし所なり、

【東鑑】云、元久二年六月二十二日、戊申、快晴、寅尅鎌倉中、驚遽、軍兵競走于由比濱之邊、可被誅謀叛之輩畠山六郎云云、依之奉仰以佐久間太郎等、相圍重保之處、雖爭雄雌、不能破爭多勢、主從共被誅云云、又畠山次郎重忠參上之由、風聞之間、於路次可誅之由、有其沙汰、相州已下被進發、軍兵悉以從之、仍少祇候于御所中之輩、于時間注所入道善信、相談于廣元朝臣云、朱雀院御時、將門起於東國、雖隔數日之行程、於洛陽猶有如固關之構、上東西兩門（元上門也）始被建扉、矧重忠之莅來近所歟、盍廻用意哉云云、依之遠州候御前給、召上四百人之壯士、被固御所之四面、次軍平等進發、

【東鑑】にあずまかがみの云う、元久二年六月二十日あまり二日戊申の日。快晴。寅の尅（午前四時頃）、鎌倉中驚遽し、軍兵由比の浜の邊に競い走る。謀反の輩畠山の六郎を誅せらるべしと云々。これによつて仰せを奉り、佐久間の太郎等をもつて重保を相圍むのところ、雄雌を争うといへども、多勢を破るに能わず、主從共に誅せらると云々。また畠山の次郎重忠參上の由風聞するの間、路次において誅すべきの由、その沙汰あり。相州（北条義時）已下進發せらる。軍兵ことごとくもつてこれに従う。よつて御所中に祇候するの輩少なし。時に問注所三善の入道善信、大江の廣元朝臣に相談じて云わく、朱雀院の御時、平の將門東國に起り、数日の行程を隔つといへども、洛陽においてなお固關のごときの構えあり。上東・上西の兩門始めて扉を建てらる。いわんや重忠すでに近き所に莅み來らんか。なんぞ用意を廻らささんと云々。これによつて、遠州（北条時政）御前に候じたまい、四百人の壯士を召し上せ、御所の四面を固めらる。次に軍兵等進發す。

大手大將軍相州也、先陣葛西兵衛尉清重、後陣堺平次兵衛尉常秀、大須賀四郎胤信、國分五郎胤通、相馬五郎義胤、東平太重胤也、其他足利三郎義氏、小山左衛門尉朝政、三浦兵衛尉義村、同九郎胤義、長沼五郎宗政、結城七郎朝光、宇都宮彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達藤九郎右衛門尉景盛、中條藤右衛門尉家長、同苧田平右衛門尉義李、狩野介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波多野小次郎忠綱、松田次郎有綱、土屋彌三郎宗光、河越次郎重時、同三郎重員、江戸太郎忠重、澁河武者所、小野寺太郎秀通、下河邊庄司行平、園田七郎、并大井、品河、春日部、潮田、鹿島、小栗、行方之輩、兒玉、横山、金子、村山黨者共、皆揚鞭、關戸大將軍式部丞時房、和田左衛門尉義盛也、前後軍兵如雲霞兮、列山滿野、

おおてだいしやうぐん せうしゆ なり。 せんじん かせいひやうえのじやうきよしげ こうしんさかい へいじ  
大手の大將軍は 相州（北条義時） なり。 先陣は葛西兵衛尉清重、後陣は堺平次  
ひやうさのじやうつねひで おおすが しろうたねのぶ こくぶ こうろたねみち そうま こうろよしたね ひがし  
兵衛尉常秀、大須賀の四郎胤信、國分の五郎胤通、相馬の五郎義胤、東  
の平太重胤なり。 そのほか、 足利の三郎義氏、 小山左衛門尉朝政、 三浦  
ひやうえのじやうよしむら おなせい くろうたねよし なかぬま こうむねまさ ゆうき しちろうともみつ うつのみや  
兵衛尉義村、同く九郎胤義、長沼の五郎宗政、結城の七郎朝光、宇都宮の  
やびやうろうよりつな ちくこさいえんものじやうともしげ あだち とうくろううえんものじやうかげもり ちほうじやう  
彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達の藤九郎右衛門尉景盛、中條右衛門  
いえなが おなじ かりたへいえんものじやうよすえ かのう すけにゆうどう うさ みうえんものじやうひろしげ ば  
尉家長、同く苧田平右衛門尉義李、狩野の介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波  
たの せいちろうたごみ まつだ じやうありつね つちや やびやうろうむねみつ かわけえ じやうしげとき おなせ  
多野の小次郎忠綱、松田の次郎有經、土屋の彌三郎宗光、河越の次郎重時、同  
く三郎重員、江戸の太郎忠重、澁河の武者所、小野寺の太郎秀通、下河邊の  
しよじゆきひら そのだ しちろう ならびに大井・品河・春日部・潮田・鹿島・小栗・  
なめた とまがら こだま とう かながわ しながわ かすかべ うしおだ かしま おくり  
行方の輩、兒玉・横山・金子・村山党の者ども、皆鞭を揚ぐ。 關戸の  
だいしやうぐん しきがい じやうとせきかき わださいえんものじやうよしもり  
大將軍は式部の丞時房、和田左衛門尉義盛なり。  
ぜんご ぐんひやう うんか  
前後の軍兵 雲霞のごとくにして山に列なり 野に滿つ。

午尅著於武藏國二俣河、相逢于重忠（重忠） 去十九日、出小倉郡菅屋館、今著此澤也、折節舍弟長野三郎重清、在信濃國、同弟六郎重宗、在奥州、然間相從之輩、二男小次郎重秀、郎徒本田次郎近常、榛澤六郎成清、已下百卅四騎、陣于鶴峰之麓、而重保今朝蒙誅之上、軍兵又襲來之由、於此所聞之、近常成清等云、如聞者討手不知幾千萬騎、吾衆更難敵件威勢、早退歸于本所、相待討手、可遂合戰云云、重忠云、其儀不可然、忘家忘親者、將軍本意也、隨而重保被誅之後、不能顧本所、去正治之頃、景時辭一宮館、出途中伏誅、似惜暫時之命、且又兼似有陰謀企、可耻賢察歟、尤可存後車之誠云云、爰襲來軍兵等、各懸意於先陣、

午うまの尅こく（正午）、武藏むさしの國くに二俣河ふたまたがわに著ちやくし、重忠しげただに相逢あひあう。重忠しげただは去いぬる十日とうかあま  
 り九日ここのか、小倉おがすま郡菅屋ぐんすがやの館たちを出いでて、今いまこの澤さわに著つくなり。折節おりふし舍弟しやていの長野ながのの  
 三郎さぶろう重清しげきよは、信濃しなのの國くににあり。同おなじく弟おとうとの六郎ろくろう重宗しげむねは奥州おうしゅうにあり。しかる間、  
 あしたあしたが、ともともがら相從さうじゆうう。輩ばんは、二男になん小次郎こじちろう重秀しげひで、郎從らうじゆうの本田ほんだの次郎じちろう近常ちかつね、榛沢はんざわの六郎ろくろう成清しげきよ、  
 已下いかに百三十四騎ひゃくさんじゆうしき、鶴峯つるがみねの麓ふもとに陣じんす。しこうして重保しげやす今朝けふ誅つゝを蒙かむるの上うへ、軍兵ぐんべい  
 また襲おそい來きたるの由よし、この所ところにおいて聞きく。近常ちかつね、成清しげきよ等ども云いはく、聞きくがごと  
 くんば、討手うて幾いくせん萬騎まんきを知らしらず。わが衆しゆうさらば件の威勢いせいに敵てきしがたし。早く  
 本所ほんしょに退しりぞき歸かえり、討手うてを相待あいまちて合戰かっせんを遂とぐべしと云々うんぬん。重忠しげただ云いわく、その儀ぎ  
 然しかるべからず。家わすを忘れ親わすを忘わするは將軍しやうぐんの本意ほんいなり。隨したがつて重保しげやす誅つゝせらる  
 るの後はのち、本所ほんしょを顧かえりみるに能あたわず。去いぬる正治しやうじの比ひ、梶原かげぞきの景時かげとき一の宮みやの館たちを辞じ  
 し、途中ちちゆうにおいて誅ちゆうに伏ふくす。暫時ざんじの命いのちを惜おしむに似にて、かつはまた兼かねて陰謀いんぼう  
 の企くわだてあるに似にたり。賢察けんさつを恥はづべきか。もつとも後車こうしやの誠いしまと存ぞんずべしと云々うんぬん。  
 ここに襲おそい來きたる軍兵ぐんべい等ども、おのおの意いを先陣せんじんに懸かけ、

欲貽譽於後代、其中安達藤九右衛門尉景盛、引卒野田與一、加治次郎、飽間太郎、鶴見平次、玉村太郎與藤次等畢、主從七騎進先登、取弓挾鎗、重忠見之、此金吾者弓馬放遊舊友也、拔萬人趣一陣、何不感之哉、重秀對於彼、可輕命之由加下知、仍挑戰及數反、加治次郎宗季已下、多以爲重忠被誅、凡弓箭之戰、刀劍之諍、雖移尅、無其勝負之處、及申尅、愛甲三郎季隆之所發箭、中重忠(年四十二)之身、季隆即取彼首、獻相州之陣、爾之後、小次郎重秀、(年二十三母右衛門尉遠元女)并從等自殺之間、縋屬無爲云云、

ほまれこうたいのこのこ  
譽を後代に貽さんと欲す。その中に、安達の九郎右衛門尉景盛、野田の與一、  
かじじろう、あま、たろう  
加治の次郎、飽間の太郎、鶴見の平次、玉村の太郎、與の藤次等を引卒し畢わり、  
しゅじゆうしちきせんとう、すす  
主從七騎先登に進み、弓を取り鎗を挾む。重忠これを見て、この金吾(安達の藤  
九郎右衛門尉景盛)は、弓馬放遊の旧き友なり。萬人に抜んで一陣に赴く。何ぞこれ  
を感ぜざらんや。重秀、彼に對して命を輕んずべきの由、下知を加う。よつて  
挑み戰ふこと數反に及ぶ。加治の次郎宗季已下、多くもつて重忠がために誅せ  
らる。およそ弓箭の戦い、刀劍の諍い、尅を移すといへどもその勝負なきのと  
ころ、申の斜(午後五時頃)に及びて、愛甲の三郎季隆が發つところの箭、重忠が  
身に中る。重忠、四十あまり二歳なり。季隆、即ち彼の首を取りて、相州(北条義時)の陣に獻す。  
しかるの後、小次郎重秀、二十あまり三歳なり母は右衛門尉遠元が女ならびに従等、自殺するの間、  
縋無爲に屬す。

読み下しと振仮名付けは、「全訳吾妻鏡」新人物往来社(昭和52年刊)を参考にした。  
新人物往来社版は、風土記稿とは採用された原本が異なるため、一部記述が異なる。

今府中宿より南の方玉川をこへて、關戸の方鎌倉の古道あり、其道より南折して此所へ出しにや、

◎密經新田 みつぎよしのしでん 密經新田は、貞享四年小高市右衛門が新墾の事を企し にいはり とき、此地もともにひらかんとせしが、いかにも廣漠の地にして、俄に功を遂がたきをもて猶豫せしが、その後玉置小兵衛と云もの司りて つかさど 開墾せり、この地もと二俣川の原野にして、所々に散在せるものを合せ あはせ て一村とせしなれば、もとより二俣川の枝郷なり、民家はかの玉置小兵衛が子孫一軒のみにて、その宅地は本村より南にあたれるところなり、その餘は所々に散在せる地なれば、堺も辨すべからず、土性は黒土にして皆陸田なり、その餘は小高新田に同じ、

小名

三經 みつぎよ 東北の方なり、

御領四方坂 おんりやう 東の方なり、

半ヶ谷 かみ 同邊なり、

阿久和出蒔場 あきわ 南の方相州阿久和村の境なり、

阿久和膳部臺 あきわ これも南の方なり、

◎上星川村 かみほしかわむら 上星川村は、郡の南橋樹郡の界ひにあり、今は神奈川領なれど、古は小机領ともいへり、江戸日本橋へは行程八里餘、村の廣狹 こうきやう は東西へ十二丁、南北へ五丁にあまれり、村内坤の方より乾の方へ川 かみ 島村の地を貫けり、されば村の地は自ら二つに隔りて、西の方なるを上と云ひ、東の方をば下といへり、四境は、東の方は橋樹郡和田村・帷子町等にとなり、南は坂本・川島の二村に堺ひ、西は白根村にて、北は橋樹郡羽澤村、當郡上菅田村につゞけり、家數六十一軒、すべて村内山にそひて田は谷間の地に作る、されど用水不便なれば早損の患多 かんそん

し、故に良の方に溜井を設けて引用ゆ、土性は眞土或は黒土砂交はれり、檢地は寛永二十二年富田半之丞・成瀬忠右衛門等にて、新田方は明和四年辻源五郎檢地す、星川の地名は郡の惣説に辨せしごとく、【和名抄】久良郡の内にも出たれば、此村はその郷のもとにして、古くより開けしなるべし、されど外の古記録に沙汰あることをいまだきかず、遙の後小田原北條分國の頃は、かの【所領役帳】に六郷殿卅四貫九百四十文、小机筋星川又向星川とあるも、今上下星川と唱ふる二村なるべし、御入國の後正保の頃は、當村及川島村を山本平九郎が采邑に賜はれり、今御料は小野田三郎右衛門信利支配し、私領は御醫師船橋宗迪の知行なり、村内一條の道あり、川島村より入中央を通じ橋樹郡帷子町へ達す、村内を通ずる長さ十二丁許、道幅三間、秣場は北の方にて十二丁八反三畝十三歩あり、隣村川島村と入會なり、高札場 村の北にあり、船橋宗迪が采地の内なり、

#### 小名

下耕地 八幡谷以上共に東の方にあり、

堀先 中耕地 以上二ヶ所共に南よりを云、

猪子山下 西の方を云、

菅田谷 山王谷通 いづれも村の北よりにあり、

寺田袋 坤の方を云、

四段田 これも同邊にあり、

釜壇山 村の東にあり、高さ十三丈ばかり、山上に塚あり、こゝに石を重て上の石には丸き穴をうがたり、土人の傳へには、昔右大將頼朝卿富士野に狩せられし時、茶をたてし釜壇の石なりと云、此説尤うけかひがたし、入間野或は那須野の狩といはんはさもあるべきを、富士野にては地理の次第もたがへるに似たり、頼朝のことはしばらく置いて、武田北條家などの陣所の

寛永年代は二十一年まで。同年正保に改元。誤記か？

舊跡など、いはんはさもあるべきか、土人の傳へのまゝにしばらくしるす、村民此石の苔をとりて、風邪或は咳など病ものに飲しむければ必癒ると云、平癒せし時は竹の筒へ酒を入れてさゝくるといへり、此山の東の裾通りに、西東へ下る坂あり、これを東坂と云、

帷子川 西の方川嶋村より村内南界ひをへて、巽の方橘樹郡帷子町へ達す、川幅六間ばかり、長さ二十五丁にあまれり、此川の支流南の方へ引て用水の便りとなせり、

上菅田川 北の方上菅田村より入、當村中央を流て帷子川に合す、尤細流なり、

杉山社 除地、二畝、村の東の方にあり、覆屋三間に二間半、内に小社を置、巽向なり、社前に鳥居をたつ、村の惣鎮守にして、例祭は九月十八日、村民の持、下の三社は村持也、

山王社 除地、一畝、村の西にあり、船橋宗迪が采地の内なり、

八幡社 除地、一畝、村の良の方にあり、南に向ふ、御料の方なり、

神明社 除地、一畝五歩、村の東にあり、南に向ふ、

第六天社 除地、一畝、村の中央にあり、村内妙福寺持、

妙福寺 年貢地、一段四畝、村の中央にあり、法華宗、相州愛甲郡金田村妙順寺末、星川山と號す、開山は寂靜院日賢と云り、その寂年を傳へず、客殿五間に四間南向なり、本尊三寶を安す、昔よりこの山上に小庵を立置しが、いつの頃か此所へ引て一寺とせり、船橋宗迪が采地にあり、

題目石碑 客殿に向て右の方山の半腹に立り、高さ九尺ばかり、

東光寺 除地、一段六畝、村の良の方にあり、禪宗曹洞派、橘樹郡小机村雲

松院末、藥王山と稱す、開山は堯室宗舜正保二年六月朔日寂す、客殿六間半に五間西南の方に向ふ、本尊薬師坐像にして長さ一尺八寸ばかり、行基の作なりと云、

以下略

新編武藏風土記稿卷之八十三終

## 新編武藏風土記稿卷之八十七

### 都筑郡之七 小机領

◎上菅田村 上菅田村は、郡の南の方にあり、昔は小机郷ともいひて小机百八村の内なりと土人云り、江戸日本橋まで凡八里餘の行程なり、四方の廣狹は凡東西へ十一丁、南北二十丁にあまれり、村の東は橋樹郡下菅田・羽澤の二村に接し、西は新井新田・白根村にさかひ、南の方は上星川・川島の兩村にて、北は鴨居村に續けり、家數四十四軒、すべて田少く畑多し、土性は野土砂石交れり、用水不足にして旱損の患多し、御林四ヶ所あり、多くは巽の方によれり、すべて七丁四段六畝九歩、檢地は寛永二十一年富田半之丞、享保八年筧播磨守等うけたまわれり、御入國の後、正保の頃は山本平八郎知ところにして、其後年代しれず、皆御料になれり、文化八年久良岐郡金澤へ公より要害のために、大筒臺を築かれしにより、其所の地頭山名熊五郎が采地を收公せられ、當村の内にて別にたまへり、御料の方は今は小野田三郎右衛門信利預り奉りぬ、高札場二ヶ所 御料の方は村の中央にあり、私領の方は南よりにたてり、

#### 小名

山崎 巽の方村の端にあり、

かりまた谷 南の方なり、

さんの谷 これも南の方を云、

白根境 西の方にあり、

大谷 上原 以上村の中央を云り、

用水 谷々より清水落あふれて一條の流となり、村内の田間にそゞぎて、上星川村へも通ず、

【大筒】（おおつづ）大砲の古稱。

八幡社 除地(二二三〇坪)、七畝二十歩、村の中央にあり、石階(せつかい)を登りて覆屋(おおいや)二間に二間半、内に小祠(こゐら)を置(お)巽(さむらい)へ向ふ。村持にて、例祭は年々八月十五日、石階の下に石の鳥居を立、

末社天王社 八幡に向て右の方にあり、

福姓寺 除地、八畝二十歩、村の中央にあり、古義真言宗、久良岐郡太田村(二二六〇坪)

東福寺末、本尊薬師長一尺一寸許(約三三〇)なるを安(あん)ず、開山開基を詳(つまひら)かにせず、客殿六間四間半

地藏堂 元當寺の邊にありしを、堂もことの外零落(れいらく)せしにより、境内に移せりと云、堂二間に三間半南向なり、本尊長二尺七寸許(約二四〇)の立像なり、

十三塚 村の南よりにあり、名のみ残りて今一つを存すれど、土人は十三塚と呼り、僅(わずか)一間半四方、

褒善者(ほうぜんしや)百姓七右衛門後家もん女 もん女は元より當村の生れにして、幼きときより父母にわかれ、たゞ祖母のみあり、彼も孫のみなしごなるをあはれみて、困窮の中にも心をつくし育ひそだてしかば、程なく年十七に成し頃、村内百姓の子に七右衛門と云ものあり、かれを智(む)とせしに、それも難苦にたへかね、妻をすて、さりしかば、自らひとり祖母をやしなひしに、祖母もいたく老ほれたれば、寒夜(さむよ)の頃には衾(ふすま)をともしして暖め、夏に至れば涼(りやう)につけて暑を避(よ)しめ、その餘力(あま)には女ながらも田畑にいで、耕作して衣食のたすけをなし、朝夕の食物など好むに随(したが)ひ求得て食はしむ、かくしつゝ年月をおくり、祖母齡(よわいは)八旬(はちじゆん)餘(あま)に及びたれば、もとより歩行もかなひがたかりし故、常に側(そば)をさらずして起居(きこ)にも心をくばり、動靜(どうじやう)も目をそへつゝ五年を過しぬ、其後八十九歳にして天命(てんめい)をへしかば、かゝるきとくなることあまねく聞えしにより、村民等も擧(た)げ其奇特を感じ、地頭山名熊五郎へそのよし訴へしかば、文化九年申十二月地頭より銀二枚をあたへて、其孝心を稱せりと云、時にもんは歳四十三なり、

【衾】(ふすま) 長方形の衾(あわせ)で、寝るときにからだの上にかける夜具。綿を入れるのを普通とするが、袖や襟を加えた直垂状

のものもある。『広辞苑』

【八旬】(はちじゆん) 旬〓十年。『広辞苑』

中略

◎新井新田 此新田は、郡の巽たつみにあり、昔は御林おはやしなりしを、橘樹郡神奈川の人、新井忠平衛と云もの、寶曆ほうれき(一七五二)六四年中開發してより新井新田と唱となへり、村の廣さ東西へ三町餘(約三〇町)あまり、南北六町にあまれり、四境しきょう東は上菅田村に接し、南は川島村にて、西より北へかゝりては白根村なり、眞北かたの方は鴨居村につゞけり、江戸日本橋まで行程八里ばかり、家數十四軒、村内すべて小山多くして平かならず、畑多く田少し、土性は黒野土ののちちなり、坤かたの方に四段(約一〇〇坪)ばかりの秣場まぐらあり、檢地は久保田十左兵衛門なり、御代官の遷代は大貫次右衛門・伊奈半左衛門・菅沼安十郎・中村八太夫・伊奈友之助かはるがわる支配して、今は小野田三郎右衛門あづかり奉たてまつりぬ、

高札場 村の中央にあり、

小名

庚申丸 村の東の方なり、

會所前 これも東の方なり、

境谷 南の方をいふ、

長坂 おなじ邊あたりなり

網張場 西の方なり、

樹木谷 前に同じ

千貫丸 北の方をすべていふ、

中道 同じ邊をいふ、

大村 村の中央なり、

稻荷社 除地、一段六畝二十四歩、村の坤の方にあり、わづかの社にして東にむかへり、村の鎮守なり、橘樹郡星川村法性寺のもちなり、新田開發発の

ち勸請かむせうすと云ふ、

新編武藏風土記稿卷之八十七 終

# 新編武藏風土記稿卷之八十八

## 都筑郡之八 領名未勘

### 中略

◎川井村 川井村は、郡の南にあり、古へに御厨屋の庄とも、榛ヶ谷の庄などゝも唱へしによし、されど舊くは御厨屋を三栗谷とも唱へしにや、既に文祿二年の水帳にも、小机の内三栗谷庄とするせり、村名の起りを詳にせず、土人の傳へは多磨郡川井村の者來りて開發せしにより、此名ありと云、正保の頃ののものには、川井村とのみ記して、上下を分たざりしに、寛永年中の御朱印に、上河井村とあれば、この頃上下を分ちしものによ、元祿年中郷村の帳には、はや今の如く三村に分ちしるせり、されども一村の地なれば、その境ひ犬牙してさたかに辨しかたけれども、大抵上川井村は西北にあり、川井村は東の方によりて、下川井村の地は南の方に交れり、江戸日本橋へは行程十里に餘れり、家數百三十五軒、四隣、東の方は白根・今宿の二村に接し、西は相州鎌倉郡瀬谷村に交はり、南は二俣川村にて、北は長津田村に及び、良の方は久保村につゞけり、東西へ凡そ三十五町、南北二十五町に餘り、すべて山林高低ありて土性は黒土砂交れり、田少くして畑多し、當村元の領主は傳へず、その後の地頭も入あひの地なれば尤辨しがたし、しばらく三村をあはせていへば、御入國の後は伊奈半十郎忠治、御代官所の外、元和元年駒井右京亮親直が采地に賜はり、其餘はいつの頃によ、鈴木作兵衛・倉林五郎右衛門等の給へり、今御料の方は小野田三郎右衛門預り奉り、私領の方は駒井右京・倉林五郎右衛門知る所にて、鈴木作

兵衛が采邑さいいゆうはいつの頃か收公しゅうこうせらる、檢地は元祿六年伊奈半左衛門 奉りて糺ただせり、村内北の方古海道いにしへのとて僅に存せるあり、今よりは往來とも見えず、長津田・久保の二村より入、南の方二俣川村へ達す、又相州中原道も白根村より存相を経ること二十六町餘(約二八町)にして、相州鎌倉郡瀬谷村へ達す、又一條は八王子往來道とて、東の方今宿村より入、村内を過ること三十五町(約三八町)ばかりにて、西の方長津田村に通ず、高札場 村の東にあり、

小名

下宿 東よりを云、

三ツ屋 山崎屋敷 二ヶ所ともに中央より少く西にあり

五段田 北の方によりて下川井村と接地せつちなり、

ろうば谷 同じ邊あたりにあり、

矢指谷 西南の方にあり、

せきぐち 南の方を云、

かまとり池 これも同じ邊にあり、文祿の頃相州鎌倉郡ぶんりやくにせうご

阿久和村界あくわひに池ありし故、名付しも知べからず、

今池の形はなけれども、文祿の水帳みずちようにもものせられたれば、

舊ふるくよりの名なるべし、

吉祥山 村の中央にあり、その名つくる故を詳つまひらかにせず、

川 二俣川の一の水元みななみなり、上川井村の内小名大貫谷よりの清水がっ合して一流(約三六町)

となり、東の方今宿村へ達す、村内をふるること三十町ばかり、川幅も二間に餘あまり、

餘あまり、

新橋 東の方中原道あたりの邊にあり、長五間(約九間)、幅七尺五寸(約二二間)、自普請所じふしんどころなり、

八幡社 除地じゆぢ、七畝二十四歩(二三四坪)、村の東の方にあり、社は二間に二間半 坤

に向ふ、前に鳥居を立、神體しんたいは弓箭きゅうせんをとりし形にて、彩色さいしきを加たる像なり、

長八寸ばかり、例祭年々九月にして其日を定めず、上川井村長源寺もちの持、

◎上川井村 上川井村は、前村及び下川井村・坂倉新田と三所入會いりあひにして、接界せつがいも分ちがたし、上下に分れし年代は、略前村ほほに辨べんせし如く、寛永かんえいの頃二六二四―四四四村高の内、上川井二百七十三石餘あまり、庄定之丞が先祖せんぞへ賜たまはりし御朱印ごしゅいんあれば、推考すいこうすべし、されどそれもいくほどなく收公しゅこうせられ、正保しょうほうの頃は鈴木作兵衛しらすの知る所なりしが、これもまた收公しゅこうせられ、御料所ごりょうしょとなり、今は小野田三郎右衛門信利支配す、檢地けんちは元祿げんろく八年安藤對馬守重治たゞせり、秣場まきはばは上下川井村の接地せつちにありてたがいに列つらなれり、高札場 村の北かたの方長源寺の前にあり、小名

大竹 東の方なり、

大貫谷 北の方をいふ、

日向根 (ヒナタネ) 東北の方を云、

東根 南の方をいへり、

神明社 除地(七五〇坪)、二段五畝歩、東の方にあり、社は二間半に三間坤の方に向ふ、

前に鳥居を立、例祭は年々九月にて其日を定めず、社は丘上にて松杉繁茂せり、長源寺持、以下五社も同寺の持なり、

神明社 除地(一四四坪)、村の良の方にあり、小社にて南に向ふ、

天神社 除地(九九坪)、三畝九歩、北邊によれり、僅なる祠を南向に立、前に木の鳥居あり、

第六天社 除地(一〇二〇坪)、二十歩、西南の丘上にあり、社は五尺に九尺北向なり、

木の鳥居を立、

杉山社 除地(二四四坪)、二十四歩、西北の間丘上にあり、社は六尺四方にして巽に

向ふ、木の鳥居をたてり、

圓法寺 除地(一五〇坪)、五畝、南の方によれり、禪宗曹洞派、相州高座郡中和田村

泉龍寺末、南鷄山と號す、開山開基を詳つまひらかにせず、客殿三間半に四間半良に

向ふ、本尊彌陀木の立像、長一尺五寸ばかりなるを安あんす、

長源寺 除地(一三七九坪)、七段九畝九歩、北の方にあり、古義眞言宗、橘樹郡鳥山村三

會寺末、川井山觀音院と號す、開山を詳つまひらかにせず、中興開山實圓げんおん元文三年

(七三八)

八月九日寂せり、石階數級を登りて客殿あり、四間に五間、南に向ふ、本尊十一面觀音、木の立像、長一尺八寸ばかり、行基菩薩の作なりと云、鐘樓門を入れて右にあり、一間四方、鐘銘に明和五年と刻せり、後證に益なければ略す、

八塚 村の南によりてあり、僅の塚にして大松一株あり、圍も六七尺ばかり、されど其由來を傳へず、

◎下川井村 下川井村も、上下川井・坂倉新田と地境犬牙せり、昔より倉林五郎左衛門の采邑なり、新田の方元祿八年安藤對馬守重治檢地して、今小野田三郎右衛門信利支配す、

高札場 南の方によりてあり、  
小名

瀬戸 東により三嶋社の邊にあり、

吹上 村の中央なり、

矢場 東北の間御殿場の邊を云、

金ヶ谷 南の方を云、

原 字瀬戸より西の方を云り、

大鳥山 村の南にあり、古大鳥某といへる郷士の住せし所と云り、

三島社 見捨地、二段許、村の東の方にあり、平地にして松杉數樹繁茂す、

社二間四方西向なり、社前に木の鳥居を立、神體は長一尺許、此邊の鎮守にして、例祭は九月十一月の内其日を定めずして祭れり、

福泉寺 除地、二町許、北の方にあり、禪宗曹洞派、長津田村大林寺末、清

隆山と號す、開山庭山と云、その年歴を傳へず、されど第二世の僧宗隨は永祿年中寂すと云によれば、開闢の年代もおしてはかるべし、今顯堂長察

を中興開山とす、寛永九年八月二十六日寂す、客殿十間に六間半、東に向ふ、本尊文殊、此像の腹籠に長一寸八分の文殊を籠置しと云、これは行基の作さるよし、慶安二年寺領十石の御朱印を賜はれり、

【腹籠】(はらごもり) 仏像などの腹中に観音や経典などを入れ籠めてあること。また、そのもの。

山門 三間半に二間半、十六羅漢ろかんの像を置く、

窓門 柱間九尺、鐘楼 山門に向けて左にあり、九尺四方、鐘銘元祿十四年

極月ごくげつ、倉林五郎左衛門・藤原房次とあれど、考證こうしやうに益なければ略す、

開山堂 客殿の南にあり、二間四方なり、

文殊庵 年貢地ねんぐち、二畝(六〇坪)、村内南の方にあり、堂は五間四方、異向むきなり、本

尊彌陀木の立像長二尺、福泉寺の持、

舊跡御殿場 下川井村の内、東の方中原道の傍かたわらにあり、むかし東照宮家康江戸よ

り相州高座郡中原御殿に渡御とぎよありしとき、しばしばが程此所におはしまし、

御茶を立てられしと云、古松一株あり、御殿松とよぶ、圍み八尺ばかり坪ちちを

ゆひ廻せり、

倉林屋敷 北寄にあり、一段六畝(四八〇坪)、文祿の水帳みずぢやうに倉林**手作**てさくとのせたれば、

當時地頭倉林が先祖の屋敷にて、菜園など開き置しにや、

◎坂倉新田 坂倉新田は、上川井村の西北にあり、村の四境しきやうは、前にい

へる如く川井村に犬牙けんがして、ことごとく辨べんしがたし、皆畑の地なり、民

家わすか纒まに、當村もと空閑くうかんの地なり、貞享四年じやうきやう(一七八七)小高市右衛門といふもの、

小高新田開墾の時、同く開發かいはつせんとし、既に其功を奏そうせんとせしかど、

費用足らずして金座きんざの屬坂倉利右衛門其財を出し、故に此地を與て購

ひけるにより、利右衛門こゝに移て其功を畢おえ、己が氏を以て村名とし、

居おること二三年にして去て、土地には農夫のみを置けり、檢地けんちは元祿八年(一六九五)

安藤對馬守重治たゞす、開發以來御料所にて、今は御代官小野田三郎

右衛門信利假かりに支配す、

新編武藏風土記稿卷之八十八 終 保土ヶ谷旭之部 完

【**手作**】(てさく) 自分の手で耕作すること。また、その田畑。